

令和5年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月20日（水） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第6号 令和4年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第7号 令和4年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第8号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第19号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）

議案第25号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）

議案第20号 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第21号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第24号 令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前9時58分 開会

○**委員長** おはようございます。若干時間が早いですが、関係の皆さんおそろいでありますので、ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しています。

次に、本日の日程について副委員長から御説明いたします。

○**副委員長** おはようございます。本日は、公営企業会計の決算並びに一般会計及び特別会計等の補正予算の審査を行います。なお、補正予算の審査につきましては、議案第19号、第25号、第20号、第22号、第21号、第23号、第24号の順で審査を行います。また、1時間に1回程度の休憩を入れて審査を行います。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査に入ります。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。説明及び質疑は区切って行います。その際、簡潔明瞭かつ一問一答方式による質問及び答弁を心がけていただきますようお願いいたします。説明者の入退室については、適時、自由に行っていただくということでお願いいたします。

議案第6号 令和4年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○**委員長** それでは、議案第6号令和4年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○**上水道課長** 令和4年度水道事業会計決算、それでは、資料は令和4年度水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計、決算書は2ページ、決算説明資料は1ページからとなります。

決算書2ページ、1概況（1）総括事項は、本会議の議案説明において説明いたしましたので、省略いたします。

5ページ、（5）職員に関する事項、ア職員配置別内訳につきましては、上下水道の業務を兼務する職員を明確とするため、水道事業部全体の職員数を記載しました。イ会計支弁別内訳については、3事業会計それぞれが支弁する職員数を記載しました。なお、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計の決算書は、この内容と同様になるため、表の掲載を省略させていただきました。

7ページ、2工事（1）工事の概況、建設改良費で施工しました工事は37件です。工事一覧は、7ページから9ページの一覧表を御覧ください。

10ページ、3業務、中段のイ給水業務（ア）有効水量、令和4年度の配水量は849万5,217立方メートル、有収水量は726万9,001立方メートル、有収率は85.6%となりました。

次に、12ページ、（2）（3）事業収入と事業費に関する事項は、収益的収入及び支出の決算額を科目ごとに記載しております。科目ごとの内容は、後ほど、決算付属書類の明細書で説明いたします。

13ページ、4会計（1）重要契約の要旨、工事の部、契約金額1,000万円以上の工事は16件、次のページ、委託の部、契約金額200万円以上の委託は12件でした。

続きまして、15ページ、（2）企業債及び一時借入金金の概況、ア借入状況は、建設改良事業の財源として1億9,710万円を地方公共団体金融機構から借り入れました。30年償還で、利率は年1.2%です。イ償還状況は、表中の合計の欄を御覧ください。年度末の借入総件数は111件、令和4年度中の償還元金は109件、3億8,948万7,574円を償還し、支払利息は109件、7,110万2,235円、元利合計4億6,058万9,809円の支出となりました。

なお、企業債明細書は決算書の47ページから50ページに記載してあります。ウー時借入金1,270万円につきましては、勝弦中継ポンプ場災害復旧工事の補助裏で起債を充当しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設備の調達に遅延が生じ、事業が繰越しとなったことから、起債の前借り相当となるため、一時借入金として整備をしております。なお、工事が完了し、資産が完成した際には、企業債として振り替えることとなります。

次に、30ページ、決算付属書類の収支明細書を御説明いたします。3収益費用明細書、金額につきましては税込みの金額です。科目ごとの前年度比較は、決算説明資料の2ページを併せて御覧ください。

収益の部、1款1項営業収益1目給水収益15億1,469万8,670円、1節水道料金金は、調定給水量725万214立方メートル、前年度比0.9%の減、給水件数は3万5,546件、前年度比0.4%の増となりました。金額は、前年度比642万円余、0.4%の減となりました。なお、収納率は、令和5年3月末現在で98.6%、前年度比0.1%の減でした。

3目その他営業収益3節他会計負担金9,027万円は、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計からの使用料徴収経費負担金です。

4節施設負担金2,283万2,700円は、新規加入件数が減少したものの、店舗等の開発による大口径への変更に伴う差額分の納入等により、前年度比113万円余、5.2%の増となっております。

31ページ、2項営業外収益3目1節資本費繰入収益550万3,000円及び4目1節他会計補助金3,123万1,000円は、いずれも一般会計からの繰入金で、主に企業債元金の償還に充てるためのものです。

32ページ、費用の部、1款1項営業費用1目原水及び浄水費4億6,530万8,255円は、浄水場や配水池、ポンプ場など、浄水施設に関する維持管理費です。

33ページ、20節委託料4,261万3,321円のうち1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について水質検査を実施したものです。

23節修繕費2,965万8,915円は、浄水場施設25件、その他の施設で24件の修繕を行いました。主に機械設備や計装設備の修繕となります。

28節動力費4,961万2,336円は、浄水場施設等の電気料で、電力使用量は前年度比で7.0%削減いたしましたが、原油価格の高騰により、金額は前年度比26.5%の増となりました。

34ページ、38節受水費2億9,499万2,663円は、長野県企業局松塩水道用水及び松本市からの受水費です。

2目配水及び給水費6,012万32円は、管路などの給配水施設及び給水装置に関する維持管理費です。

20節委託料1,324万1,580円、3つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査業務委託料は、給排水設備工事の申請受付から竣工検査までの業務を3事業会計で一括委託したうち、水道事業会計が負担した金額となります。

23節修繕費2,922万8,182円は、主に給配水の修繕を101件行いました。

続きまして、35ページ、4目業務費1億7,711万3,482円は、水道料金等の徴収業務に関する諸経費です。

20節委託料1億4,647万7,100円、1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料は、塩尻市水道お客さまセンターでの水道料金等徴収業務を塩尻市水道事業協同組合に5年間委託したもので、第2期契約期間の初年度となります。一番下の黒ポツ、検定有効期間満了メーター取替業務委託料は、計量法の規定により有効期間の8年を経過するメーター4,929件を交換したものです。

続きまして、36ページ、5目総係費3,934万8,633円は、水道事業全般に関する事務的経費となります。

次に、38 ページ、6 目減価償却費 6 億 8,152 万 9,065 円は、令和 4 年度に増加した減価償却費を費用計上したものです。

39 ページ、2 目消費税 4,589 万 1,319 円は、令和 4 年度に確定した消費税納税額です。

続きまして、40 ページ、4 資本的収入支出明細書、科目別の前年度比較については、決算説明資料 4 ページを併せて御覧ください。

収入の部、1 款 1 項 1 目企業債 1 億 9,710 万円は、配水管改良工事及び上西条浄水場再構築事業の財源として借り入れたものです。

3 項 1 目他会計負担金 2,335 万 3,200 円は、一般会計から依頼された消火栓新設・更新工事 12 基分の負担金です。

2 目建設工事負担金 1,531 万 6,070 円は、下水道事業関連で施工した排水管切り回し工事 3 件に関する負担金です。

4 項 1 目他会計補助金 2,383 万 5,000 円は、企業債元金償還金に対する一般会計からの繰入金です。

41 ページ、支出の部、1 款 1 項建設改良費 2 目配水施設費 2 億 7,039 万 8,241 円は、主に管路施設に関する改良費です。

26 節工事請負費 2 億 1,184 万 4,000 円は、上水道施設耐震化等推進事業で、配水管延長 1,556 メートルの改良工事を行いました。

42 ページ、3 目浄水施設費 2 億 1,439 万 5,883 円は、主に浄水場や配水池に関する改良費です。

20 節委託料 7,806 万 400 円、1 つ目の黒ポツ、上西条浄水場再構築事業は、上西条浄水場管理棟及び中央監視設備の更新工事に伴う詳細設計の作成、そして、新たに管理棟を建設する際に、用地の購入が必要となるため、その不動産鑑定を行いました。2 つ目の黒ポツ、災害復旧事業は、大雨により被災した勝弦中継ポンプ場の復旧工事について、補助事業に該当しない部分の復旧工事の設計業務、また、同じく被災した橋戸水源の導水管の改良工事の設計業務を委託したものです。

26 節工事請負費 1 億 1,754 万 6,000 円、1 つ目の黒ポツ、上西条浄水場再構築事業は、不用となる旧着水井及び旧配水池の撤去工事を行いました。2 つ目の黒ポツ、浄水施設整備事業は、耐用年数の経過した送水ポンプや電動弁等、機械・電気設備の更新工事を行いました。3 つ目の黒ポツ、災害復旧事業は、勝弦中継ポンプ場の外構工事と橋戸水源の導水管復旧工事を行いました。

43 ページ、4 目受託建設費 4,130 万 2,813 円は、主に消火栓の新設・更新工事や下水道関連の工事です。

26 節工事請負費 3,727 万 2,070 円は、消火栓 12 基の新設・更新工事と下水道事業に伴う関連工事として排水管の切り回し工事を実施いたしました。明細書の説明は以上となります。

それでは、21 ページ、2 令和 4 年度塩尻市水道事業損益計算書です。損益計算書は、事業収支から経営の状況を表すもので、金額は税抜き額です。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 14 億 8,889 万 6,921 円、2 営業費用 13 億 7,272 万 7,539 円で、営業利益は 1 億 1,616 万 9,382 円、前年度と比べ 16 万 4,000 円余の減となりました。3 営業外収益 2 億 3,604 万 9,468 円、4 営業外費用 7,155 万 9,355 円で、経常利益は 2 億 8,065 万 9,495 円余、特別利益はありませんでした。下から 4 行目、当年度純利益は 2 億 8,034 万 1,122 円、前年度と比べ 494 万 8,000 円余、1.8%の増となりました。これにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は 5 億 5,573 万 3,882 円となりました。

22 ページ下の段、4 令和 4 年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高は 5 億 5,573 万 3,882 円です。処分案の内容は、減債積立金に 8,034 万 1,122 円を積み立て、建設改良積立金に 2 億円を積み立て、自己資本金に 2 億 7,539 万 2,760 円を組み入れるものです。この処分案につきまして、議会の議決を求めるものです。

水道事業会計の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○小澤彰一委員 33 ページ、営業費用の水質検査業務委託料ですけれど、これは最近、米軍基地だとか自衛隊基地などで問題になっている PFAS という薬品の水質検査ですか、通常の水質検査でしょうか、教えてください。

○上水道課長 通常の検査になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 41 ページですが、ここに配水管の改良工事がありますが、耐用年数が過ぎてしまっているもの、あるいは耐用年数に近いものというのは、塩尻市の配水管としてどのくらいあるのか教えてください。

○上水道課長 現在、市内全体で、耐震化ということでは 32.9%耐震化が進んでおります。その他については、まだ進んでいないということですが、老朽化等につきましては、アセットマネジメントによりまして優先順位をつけまして、主要管路から耐震化を徐々に進めている状況です。そのアセットマネジメントにつきましても、厚労省が法的に管理しております耐用年数、40 年、50 年というものをアセットマネジメントでできるだけ、市独自の基準で延ばしましてやっております。そういった対応を取っております。

○赤羽誠治委員 分かりました。耐震化とともに老朽管を入れ換えているという、そういう形ですね。

○上水道課長 はい。

○赤羽誠治委員 それで、今後、地震がいつ来るか分からないという状況の中で、やはり計画的に換えていくことが必要ではないかと思うのですが、アセットマネジメントの中では、どのような感じでやっていく形になっているのでしょうか。

○上水道課長 令和 2 年度にアセットマネジメントを策定いたしまして、厚労省の基準となります主要管路と言われている、いわゆる病院ですとか避難所に持っていく重要管路の耐震化をまず進めていくという方針で、今動いております。そういった中で、アセットマネジメントでは主要管路において、緊急性、優先性を考えまして、図面で可視化しまして、それぞれ緊急度の高いところを色分けして台帳管理しておりますので、そういったところを選択して、耐震化を進めております。

ただ、主要管路以外でも古いところがありますので、修理が必要な箇所とか結構頻発に事故が起こるようなところであれば、そういったものも老朽管の解消ということで、アセットマネジメントに伴う主要管路の耐震化と両輪で進めてまいりたいと思っております。

○赤羽誠治委員 分かりました。最近、いろいろな報道の中では、地震でも何でもなくても、急に水道管が破裂しているとか、そういったこともありますので、ぜひ計画的に進めていただいて、施設の長寿命化という形に努めていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 34 ページの 20 節委託料ですけれど、漏水調査業務委託料の関係になるかと思うのですが、宅地内で家の方が漏水ではないかという疑いを持ったときに、これは最初どこへ連絡をして、どういう処置を取られるのか教えてください。

○上水道課長 まず、水道業者のほうに連絡していただく形になるかと思います。そこで、漏水調査の機械を持っている業者もありますので、そういったところに家に入っていただいて、漏水の調査、確認をするという業務になります。

○中村努委員 水道事業部あるいはお客様センターに、普通は第一報が行くような気がするのですが、そうではないのですか。

○上水道課長 そういった場合もあります。メーターの検針をしている中で、どうしても水量が多いと漏水しているのではないかという疑いがありますので、そういったものは各水道の使用者に通知しております。どこに連絡したらいいかわからないという使用者の方もいますので、そういったものはお客様センターですとか水道事業部のほうに来ますので、そういった方には、あっせんはしていませんけれども、こういった業者がいますという紹介をさせていただいて、対応をさせていただいている状況です。

○中村努委員 実は、明らかに漏水していて地面がぬれてきているところがあって、それを相談したところ、次の検針まで待ってくれと、どのくらい漏れているかわからないので待ってくれと、そういうような回答があったということです。そこでやりとりがあって、すぐやってもらえるようになったようですけれど、その辺のことに、何かあればしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

○上水道課長 今回のケース、状況にもよるのですけれども、そこで漏水調査をかけてしまうと、その費用は個人の方にかかってしまいます。もしかしたら、メーターが回っているのだけれども、漏水なのかどうか分からないといった状況だったもので、少し待ってもらったということがあるかもしれません。漏水につきましては、最終的には修理をして、それを減免申請していただければ、その分は市のほうで水道料金を減免できますので、そういったところで、状況に応じて、我々も対応してまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

1 点だけ、私のほうから。42 ページの櫛川水道の橋戸水源に関して、先ほど説明がありました。言われるように、災害で、途中の経路も含めてかなりやられていることは承知していて、とても心配なのですが、私も調査に自分で見に行こうと思ったのだけれど、危険だから 1 人で行くと言われて見に行けなかったりしている。現状、どの程度のどのような状況になっているのか、分かる範囲でお願いします。

○上水道課長 現状につきましては、水源が上のほうにありますので、我々上水道担当のほうで通っております。状況を見させていただきますと、たしか令和 3 年度の夏の大雨災害ということで、水道の導水管とともに、それよりも大きく橋戸線ののり面が崩落してしまった、護岸が崩落してしまったという工事を建設課のほうでもやりました、それを見る限りはもう全て完了して、通常どおり通れる状況になっています。

○委員長 取り入れの水道の施設、あと途中の配水管、導水管の状況は、大丈夫という認識でよろしいですか。

○上水道課長 こちらのほうで昨年、災害復旧工事を行っております。当時、護岸が崩れたことによりまして、そこに附帯している導水管が、底が抜けて川の上で宙ぶらりんになってしまったということで、コンクリートの巻き立てている部分にクラックが入ってしまったということで、再度、巻き立て工事を行っております。ですので、導水管につきましては、復旧は完了しております。また、その災害によりまして、取水のところはかなり土

砂がたまってしまうまして、取水が一時困難になったのですが、それにつきましては、令和3年の当時すぐに全部撤去いたしまして、取水が行われるようにさせていただいております。

○委員長 檜川水源のあそこは心臓部でありまして、ほかは管路をきれいにしてもらったり、接続をいいようにしてもらったりして心配ないのですが、水源だけは本当に心配なので、そのメンテナンス含めて、よろしくお願ひしたい。これは要望にさせていただきます。

では、こちらに戻ります。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

なければ、これで質疑は終了といたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第6号令和4年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

議案第7号 令和4年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは次に、議案第7号令和4年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○下水道課長 では、令和4年度塩尻市下水道事業会計決算の説明をさせていただきます。決算書52ページ、1概況については、本会議の議案説明のとおりですので省略させていただきます。

続いて、57ページ、2工事（1）工事の概況です。建設改良費で施工した工事は67件です。工事一覧は57ページから60ページを御覧ください。

続いて、61ページ、3業務について、（1）業務量、ア下水道事業、令和4年度の処理区域内人口は6万1,945人、水洗化人口は6万741人、水洗化率は98.1%でした。イ有収水量、処理場計で、年間処理水量は746万3,000立方メートル余、年間有収水量は673万1,000立方メートル余、有収率は90.2%でした。

64ページ、4会計（1）重要契約の要旨は、工事の部、契約金額1,000万円以上は9件、65ページ、委託の部、契約金額200万円以上は34件でした。

67ページ、（2）企業債の概況、ア借入状況は、建設改良事業の財源として5億9,040万円を借り入れました。内訳は、地方公共団体金融機構から2億4,040万円を借り入れ、30年償還で、利率は年1.2%です。また、資本費平準化債として八十二銀行から3億5,000万円を借り入れ、20年償還で、利率は年0.63%です。イ償還状況は、表中合計の欄、年度末の借入総件数は396件、償還元金は378件、16億1,226万1,911円を償還し、支払利息は387件、2億3,289万3,171円、元利合計18億4,515万5,082円の支出となりました。なお、企業債明細書は99ページから110ページを御覧ください。

次に、決算付属書類の収支明細書を説明いたします。84ページ、3収益費用明細書、こちらは税込み金額となります。決算説明資料13ページの収益的収入及び支出（税込）を併せて御覧ください。

初めに収益の部、1 款下水道事業収益 1 項営業収益 1 目下水道使用料 16 億 4,980 万 2,170 円。下水道使用料は、前年度と比べ 1,279 万円余、0.8%の増となりました。備考欄、有収水量は 673 万 1,597 立方メートル、前年度と比べ 0.04%の増となりました。なお、収納率は 98.3%で、前年度より 0.1 ポイントの増となりました。

2 目他会計負担金 5 億 1,100 万 4,000 円は、一般会計からの繰入金となっています。

2 項営業外収益 3 目補助金 1 節他会計補助金、電力価格高騰重点支援金は、国の価格高騰重点支援地方交付金を財源とする一般会計からの補助金です。

86 ページ、費用の部、1 款下水道事業費用 1 項営業事業 1 目管渠費 1 億 717 万 2,948 円は、154 か所のマンホールポンプ場及び管路の維持管理修繕に要する費用です。

87 ページ、2 目浄化センター費は、広丘吉田の浄化センターの運転管理、修繕に要した費用です。主なものは、88 ページ、20 節委託料のうち、下から 6 つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料は、脱水ケーキ 5,383 トン分の処理費用です。下から 2 つ目の黒ポツ、包括的民間委託導入アドバイザー業務委託ですが、現在、浄化センターでは、運転管理・点検等の委託業務、薬品購入、修繕など、個々に契約を行い、業務を実施しています。これらの業務を令和 6 年度以降はパッケージ化して、一括複数年契約の委託契約として発注を予定しています。この発注方式を実施するための導入可能性調査、仕様書等の検討業務を国庫補助事業で実施しました。

23 節修繕費 8,283 万円余は、浄化センターの主ポンプオーバーホール、汚水ますクリーンオーバーホール等の費用です。

28 節動力費 8,578 万円余、電力使用料は 6.3%減少しましたが、動力費高騰により、前年度と比べ 2,870 万円、45%の増となりました。

3 目小野水処理場費 20 節委託料 2,085 万 5,552 円は、特定環境保全公共下水道小野処理区の汚水を辰野町の小野水処理センターで処理するために要した費用です。

89 ページ、4 目櫛川処理場費 3,033 万 6,473 円は、特定環境保全公共下水道櫛川処理区の汚水を櫛川浄化センターで処理するために要した費用です。

90 ページ、8 目業務費 35 節負担金 8,560 万円は、下水道使用料徴収業務に係る経費の負担金を水道事業会計へ支払ったものです。

9 目総係費は、下水道事業全般に係る事務的経費となります。

92 ページ、11 目資産減耗費 1 節固定資産除却費は、汚水管布設替工事に伴う除却資産の未償却分を計上したものです。

2 項営業外費用 1 目 1 節企業債利息は、事業報告の償還状況で御説明しました 387 件分の支払利息です。前年度と比べ、企業債支払利息は 2,856 万円余の減、平準化債支払利息は 31 万円の減となりました。

3 目 1 節消費税は、確定しました消費税納税額です。

5 目雑支出 2 節その他雑支出、一番下の黒ポツ、防災・安全社会資本整備総合交付金返還金 104 万 2,431 円は、国庫補助を受けて建設した機器の改築更新に伴って発生した金属くずを、令和 3 年度に 189 万 4,761 円で売却いたしました。この収益のうち、国費相当分を国へ返還したものであります。

93 ページ、4 資本的収入支出明細書、収入の部、1 款資本的収入 1 項 1 目 1 節企業債 2 億 4,040 万円は、建設改良費の財源として地方公共団体金融機構から借り入れたものです。

2 節資本費平準化債は、元金償還金の負担を繰り延べ、平準化するための借入れであります。

3項負担金1目1節他会計負担金3億3,540万円は、総務省の操出基準による一般会計からの繰入金です。

3目1節受益者負担金4,844万730円は、令和4年度につきましては、塩尻駅北土地区画整理事業地に対し賦課徴収したため、前年度と比べ2,485万円の増です。

4項補助金2目1節国庫補助金1億3,906万6,000円は、ストックマネジメント事業、雨水幹線整備事業、農業集落排水統合事業などに係る国庫補助金です。

94ページ、支出の部、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料5,589万4,300円のうち、3つ目の黒ポツ、下水道ストックマネジメント事業管路調査業務委託料3,811万5,000円は、布設後30年以上経過している幹線管渠のカメラ調査を約11キロメートル実施しました。

26節工事請負費1億5,537万8,300円のうち、1つ目の黒ポツ、下水道汚水管路整備事業の一番下、汚水管布設替工事は、広丘野村で実施した42メートル分の工事費です。一番下の黒ポツ、雨水幹線整備事業の田川左岸4号は、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業地周辺の雨水処理のため、ボックスカルバートを221.8メートル布設しました。

3目処理場建設費20節委託料1億6,123万3,000円、下水道ストックマネジメント事業、浄化センター建設工事委託料は、国の社会資本整備総合交付金を受け、送風機更新の部分払いを行ったものです。

95ページ、6目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費1億792万2,100円のうち、20節委託料、1つ目の黒ポツ、農業集落排水統合事業、統合方法検討業務委託料874万円余は、農集排東山処理区と勝弦処理区を公共下水道へ接続するための基本設計の費用です。その下の下水道ストックマネジメント事業、琵琶橋水管橋改築実施設計業務委託料2,046万円は、1977年に設置され、老朽化が進んだ水管橋を布設替えするための委託料です。

26節工事請負費、2つ目の黒ポツ、農業集落排水統合事業のうち、処理場改修工事4,764万1,000円は、運転を停止した旧農集排本洗馬及び岩垂処理場を非常用汚水貯留槽とするための工事費です。また、汚水幹線工事1,910万7,000円は、農集排小曾部処理区を公共下水道に接続するための接続管路工事費です。

9目事務費は、建設改良に係る事務的経費です。

96ページ、2項1目企業債償還金は、過去に借り入れた起債の償還費用です。

それでは、74ページ、2令和4年度塩尻市下水道事業損益計算書です。金額は税抜き金額となっています。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益20億1,408万2,227円、2営業費用22億6,184万8,359円で、営業損失は2億4,776万6,132円、前年度と比べ3,840万4,000円の増となりました。3営業外収益8億189万9,663円、4営業外費用2億3,611万648円で、経常利益は3億1,802万2,883円、6営業利益75万6,000円を加え、営業損失65万2,241円を差し引き、下から4行目、当年度純利益は3億1,812万6,642円、前年度と比べ2,044万1,000円余の減となりました。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は6億5,669万5,190円となりました。

75ページ下の段、4令和4年度塩尻市下水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。先ほど、損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高6億5,669万5,190円です。処分案の内容は、減債積立金に3億1,812万6,642円を積み立て、自己資本金に3億3,856万8,548円を組み入れるものです。この処分案について、議会の議決を求めるものです。下水道事業会計の説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○**中村努委員** 決算書の 61 ページ、有収水量になりますけれど、2点教えてください。処理場計、それから塩尻市浄化センター、小野水処理センター、令和3年度から比較すると約10%改善をしているというふうに見えますが、その要因を教えてくださいというのが1つ。それから、榑川浄化センターについては、少し低水準なのですが、その理由が分かりましたらお願いします。

○**下水道課長** まず、塩尻市浄化センターで10%余り有収率が向上した要因ですけれども、2点あります。1点目は、かなり管渠が老朽化していることもありまして、雨天時に集中豪雨等の雨が降りますと、処理場の流入量が増えるということがあります。令和4年度につきましては、令和3年度と比べまして、消防署の降雨量ですけれども、15%降雨量が少なかったということと、令和3年度は市内で災害が起きるクラスの集中豪雨があったのに対し、令和4年度はそのような豪雨がなかったことによって、雨水に伴う侵入水が少なかったというのが第1点。

2点目としましては、下水道のストックマネジメント事業を導入しまして、現在、カメラ調査を年間10キロメートル以上行っています。その結果を踏まえて、損傷箇所不明水の入ってくる箇所については修繕を行ったり、管更生の工事を行っていますので、管区の損傷箇所から侵入してくる水が減ったということが挙げられます。浄化センターについては、その2点になります。

榑川浄化センターにつきましては、有収率が若干2%ほど低下しているのですけれども、榑川地区につきましては、現在、カメラ調査をまだ行っていない状況でして、管路の損傷箇所がまだ確認できていない状態ですので、老朽化に伴って不明水の流入が増えていると想定しています。

○**中村努委員** 天候によってこういう結果になったということですが、前から気になっていたのですけれど、学校のプールの雨水というのは公共下水につながっているのですか。

○**下水道課長** プールの排水については、下水道のほうにはつながっていないと認識しています。プールに入った雨水についても下水のほうには入ってこないと認識しています。

○**中村努委員** そうすると、プールの水というのはどこにつながっているのですか。

○**下水道課長** 下水に入らない排水についての処理方法というのは、下水道課のほうでは把握していません。

○**水道事業部長** 学校のほうへ聞いてみないと分からないので、後ほど確認させていただきます。

○**中村努委員** 単純に考えると、学校のプールが下水につながっているとすれば、上水からプールに入れた水は、その有収率の中にカウントされると思うのですけれど、そこに降った雨水というのは全部カウントされないもので、それは当たり前かなと思っていたので聞いたのですけれども、何か分かりますか。

○**こども教育部長** 先ほど学校のプールの関係がありましたので、私の把握している範囲ですけれども、水道の水を使って、排水は下水のほうへ流しておりますので、そのようにお考えいただければと思います。

○**中村努委員** そうすると、当然、プールサイドの雨水ですとか、そういうものはみんな下水のほうに流入していくわけで、その辺も有収率に関係してくるのかなと思います。

あと、榑川の場合ですけれど、榑川村時代もそれぞれ地下水等を使った独自の水道設備があると思いますが、そういった水というのは下水のほうにつながっているかどうか、お聞かせください。

○**下水道課長** 榑川に限らず、塩尻エリアでもそうですけれども、水道水以外に地下水や山の水を下水道に流入させる場合は、子メーターをつけていただいて、その部分について、水道以外の水を下水道に流入させる場合は、

子メーターをつけて加算した水量で下水道使用料を徴収しています。

○中村努委員 分かりました。その割になかなか樋川のほうは有収率が上がらないというのは、また原因究明をしていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 資料のほうで、水道にも同じ内容のものがあります。ここで言いますと、資料の 20 ページで表の一番上にある収納率の関係です。現年度分は水道と一緒にですから、これは当然のことだと思うのですが、滞納分については若干数字が異なっていて、これもこういうことがあり得るのかと思うのですが、実際に滞納繰越分を納めてもらうときに、今回はお金がないので下水道分だけとか、あるいは上水分だけでお願いしますとか、あるいは当局でこれを案分して、1万円なら1万円を納めてもらったときに割り振りをするのか、現実的にどういう収納の仕方をされているのでしょうか。

○下水道課長 上下水ともに滞納がある場合は、基本的に両方お願いしますということで交渉はしているのですが、ただ、債権の性質として、水道の料金が私債権に対して、下水道使用料は公債権という位置づけがあります。下水道使用料の滞納者に対しては、差し押さえや強制徴収が可能になってしまいますので、どうしても上下水とも滞納があつて強制的に差し押さえという段になると、下水道だけしか強制徴収ができないということもあります。そうすると、上水道と下水道の債権があつた場合は、まず水道の債権から先に回収されるという現実があります。

○平間正治委員 水道料金が優先されるということでもいいのですか。納付される方が、これは下水道のほうへと言っても、こちらの判断で水道料のほうへ充てるということによろしいですか。

○下水道課長 強制的な徴収権があるのが下水道使用料のほうになります。

○平間正治委員 強制的なのは下水道ですか。

○下水道課長 そうです。

○平間正治委員 納めていただいたときは、それは全部下水道の滞納分のほうへ充てるということでもいいのですか。

○下水道課長 係長から答弁します。

○総務係長 下水道と水道の徴収方法ですけれども、一応本人には確認しますけれども、水道につきましては時効がないものですから、基本的に先に水道に入れていただくようにしております。あと、下水道につきましては、強制徴収債権になりますので、時効が5年で来てしまいますので、その範囲内で収納していただくようにはやっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第7号令和4年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

は、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第8号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第8号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○下水道課長 それでは、続いて、令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計決算の説明をいたします。決算書112ページ、1概況については本会議の議案説明のとおりですので、省略します。

116 ページ、2工事（1）工事の概況です。建設改良費で施工しました工事は汚水ます設置工事3件で、工事一覧のとおりです。

117 ページ、3業務（1）業務量、ア農業集落排水事業、令和4年度の処理区域内人口は3,342人、水洗化人口は3,091人、水洗化率は92.5%でした。イ有収水量、処理場計で、年間処理水量は28万3,000立法メートル余、年間有収水量は26万3,000立法メートル余、有収率は92.8%でした。

119 ページ、4会計（1）重要契約の要旨は、工事の部、契約金額1,000万円以上の工事は1件、委託の部、契約金額200万円以上の委託は6件でした。

（2）企業債の概況、ア借入状況、新規の借入れはありません。イ償還状況は、表中の一番下、合計の欄、年度末の借入総件数は129件、償還元金129件、1億6,270万922円を償還し、支払利息は129件、2,383万1,012円、元利合計1億8,653万1,934円の支出となりました。なお、企業債明細書は決算書の144ページから147ページを御覧ください。

次に、決算付属書類の収支明細書を説明いたします。135 ページ、3収益費用明細書、明細書の金額は税込み金額です。決算説明資料23ページの収益的収入及び支出（税込）を併せて御覧ください。収益の部、1款農業集落排水事業収益1項営業収益1目農業集落排水施設使用料は5,957万4,270円で、前年度と比べ81万8,000円余、1.4%の減となりました。なお、収納率は98.5%で、前年度より0.3ポイントの減となりました。

2目他会計負担金1億2,699万7,000円は、国の地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金です。

2項営業外収益3目補助金1節他会計補助金、電力価格高騰重点支援金は、下水道事業会計と同様に、国の交付金を財源とする一般会計からの補助金です。

136 ページ、費用の部、1款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費1,509万9,441円は、管渠とマンホールポンプの維持管理に要する費用です。

2目浄化センター費4,997万8,465円は、6か所の処理施設の運転維持管理に要する費用です。このうち28節動力費1,360万円は、電力使用量は0.7%減少したものの、電力費高騰により、前年度に比べ430万円、46%の増です。

36節負担金、下の黒ポツ、汚泥処理委託負担金237万円余は、下水道事業会計で支出した汚泥処分に要した費用のうち、農集排が負担する分について負担金として下水道事業会計へ支払うものです。

6目業務費35節負担金467万円は、農業集落排水施設使用料徴収事務に係る経費分を水道事業会計へ支払ったものです。

7目総経費は、農業集落排水事業全般に関連する事務的経費となります。

138 ページ、2 項営業外費用 1 目 1 節企業債利息は、事業報告の償還状況で御説明しました 129 件分の支払い利息です。前年度と比べ 313 万円余の減となりました。

3 目 1 節消費税は、確定した消費税納税額です。

140 ページ、資本的収入支出明細書、収入の部、1 款資本的収入 3 項負担金 1 目 1 節他会計負担金は、国の繰出基準による一般会計からの繰入金です。

3 目 1 節受益者分担金 141 万 6,000 円は、宗賀南部処理区 2 件、楢川処理区 2 件、合計 4 件分の受益者分担金です。

141 ページ、支出の部、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目 26 節工事請負費 125 万 6,200 円は、住宅新築に伴い汚水ますを 4 か所設置しました。

2 項 1 目 1 節企業債償還金は、過去の建設事業実施のために借り入れた起債の償還金です。

それでは、126 ページ、2 令和 4 年度塩尻市農業集落排水事業損益計算書です。損益計算書は、事業収益から経営の状況を示すもので、金額は税抜き金額です。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 1 億 8,119 万 7,428 円、2 営業費用 2 億 833 万 2,109 円で、営業損失は 2,713 万 4,681 円、前年度と比べ 240 万 8,000 円の減となりました。3 営業外収益 8,453 万 4,486 円、4 営業外費用 2,881 万 7,530 円で、経常利益は 2,858 万 2,275 円、6 特別損失 1 万 5,391 円を差し引き、下から 4 行目、当年度純利益は 2,856 万 6,884 円、前年度と比べ 410 万円の増となりました。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は 5,303 万 2,889 円となりました。

127 ページ下の段、4 令和 4 年度塩尻市農業集落排水事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほどの損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度未残高 5,303 万 2,389 円です。処分案の内容は、減債積立金に 2,856 万 6,884 円を積み立て、自己資本金に 2,446 万 6,005 円を組み入れるものです。この処分案につきまして、議会の議決を求めるものです。農業集落排水事業会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。皆さんから御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 8 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 8 号令和 4 年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、ここで休憩を取ります。11 時 15 分に再開ということで、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 02 分 休憩

○委員長 時間が若干早いですが、関係の皆さんおそろいですので、休憩を解いて再開いたします。

議案第 19 号に入ります前に、お手元に資料の配付の申出がありました。許可をいたしましたので、お手元に、議案第 7 号、議案第 8 号に関わる説明資料ということでもありますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、次に進みます。

議案第 19 号 令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）

○委員長 議案第 19 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

歳出のほうから説明を受けますが、歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明していただくようお願いいたします。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は、歳出に合わせて行うということをお願いいたします。歳入全般での説明及び質疑は一般財源の部分のみということになりますので、あらかじめ御留意の上、お願いいたします。

それでは、議案の説明を求めます。

○総務人事課長 歳出のうち、人件費について説明させていただきます。今回の補正第 7 号につきましては、会計年度任用職員の報酬等が増額となっております。内容といたしましては、民生費の福祉灯油等支援金給付事業に係るものと、商工費のシビックイノベーション推進事業に係るものです。なお、いずれの事業につきましても、会計年度任用職員の人数の変更はありません。私からの説明は以上となります。

○財政課長 それでは、議案第 19 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます。お手元の別冊予算書の 1 ページ目、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 3,949 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 318 億 9,979 万 5,000 円とするものとなります。

それでは、内容につきまして歳出から御説明申し上げます。16、17 ページをお開きください。以降は、担当の課長からの説明となります。

まず、私のほうから、2 款総務費 1 項 5 目財産管理費の説明欄の白丸、基金積立金 2 億 8,000 万円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づきまして、前年度決算剰余金の 2 分の 1 以上の金額を積み立てるものとなります。私からは以上となります。

○市民課長 続きまして、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費 63 万 2,000 円の補正ですが、黒ポツ、コンビニ交付委託料です。マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで各種証明書を取得する交付を行っておりますが、マイナンバーカードの交付率、議会でも説明しましたが、8 月末で 67.7%ということで大分増えております。これに伴いまして、コンビニで各種証明書を取る枚数も、昨年の実績に比べて 2 倍ということになります。この証明書につきましては、1 枚当たり 117 円をコンビニのほうへ手数料として支払っております。コンビニで取る各種証明書が増えることから、この 117 円掛ける昨年の枚数、今年の当初予算の枚数を増やして対応していきたいと思っております。117 円の 5,400 枚の 63 万 2,000 円の補正をお願いするものです。私からは以上です。

○福祉課長 次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費になります。説明欄の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費の補正につきましては、ふれあいセンター東部に設置している受水槽の加圧ポンプユニットが故障したため、更新をするものです。

続きまして、次の白丸、福祉灯油等支援金給付事業の補正につきましては、灯油を初め、電気、ガス、ガソリンなどの価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯と住民税所得割非課税世帯等に対し、令和5年度の課税情報を活用したプッシュ型で、1世帯当たり1万円を給付するものです。予算の内容につきましては、住民税均等割非課税世帯等5,600世帯、住民税所得割非課税世帯等1,900世帯分の支援金が主なものになります。なお、この事業に係る費用、財源につきましては、主に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。

続きまして、2目障害者福祉費になります。次の白丸、障害者福祉サービス事業の黒ポツ、前年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金につきましては、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

続きまして、次の白丸、障害児入所給付事業の黒ポツ、前年度障害児入所給付費国庫負担金返還金につきましても、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。私からは以上です。

○市民課長 18、19ページ、3款民生費1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、白丸、国民健康保険事業特別会計操出金132万円ですが、特別会計の国民健康保険事業の事務費への操出金の補正となります。私からは以上です。

○家庭支援課長 続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、備考欄1つ目の白丸、児童扶養手当支給事業、前年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金39万8,000円につきましては、昨年度、国から受け入れた負担金に対し、昨年度の児童扶養手当給付実績に基づき、その差額を国に返還するものです。

続きまして、次の白丸、併せてその次の白丸、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業になります。こちらにつきましても、前年度、子育て世帯生活支援特別給付金給付に係る事業費交付金返還金、事務費交付金返還金となりますが、それぞれ前年度に受け入れている国からの交付金に対し、支給実績に基づく差額分を返還するものです。

続きまして、3目ひとり親家庭福祉費になります。児童福祉施設費、前年度母子生活支援施設措置費等負担金返還金53万9,000円、こちらにつきましても、国の昨年度実績に基づきまして国に返還を行うものです。

20、21ページ、4目家庭支援費、こどもの未来応援事業、前年度子どもの学習・生活支援事業補助金返還金につきましても、前年度の実績に基づき、差額分を返還するものとなります。私からは以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費3目保健対策費、説明欄の白丸、健康増進事業、黒ポツ、がん患者アピアランスケア助成金につきましては、新たに助成制度を設けたものでして、がん治療や副作用により外見の変容が生じた方で、外見の変容を補完する補整具等を購入した場合、購入費用の2分の1、上限額2万円を助成するものです。なお、この助成金につきましては、令和5年4月1日以降に購入した補整具について適用をいたします。財源につきましては、国のがん患者アピアランスケア助成事業補助金が2分の1となっております。

次の4目母子保健費、説明欄の白丸、出産・子育て応援給付金事業につきましては、国の令和4年度第2次補正予算で開始されました出産・子育て応援給付金事業が、令和5年9月分までの予算であったため、令和5年10月から令和6年3月分までの予算を追加で計上するものです。なお、財源は国庫補助金が3分の2、県補助金が6分の1となっております。私からは以上です。

○産業政策課長 それでは、5款1項1目労政費の白丸、U I J ターン促進事業の説明をさせていただきます。最初の黒ポツ、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金990万円は、県のU I J ターン支援事業と連携し、

県の認定を受けた中小企業等に就職し、塩尻市内に5年以上定住する単身世帯、または2人以上世帯に対し補助するものであり、今年度はこれまでに単身世帯1件のほか、今月に入り、2人以上世帯1件が県の交付決定を受けております。また、今後も複数の申請が見込まれることから、今回、増額補正をお願いするものであります。なお、この事業は、県のU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が財源となっております。また、その下の黒ポツ、前年度U I J ターン就業・創業移住支援事業県補助金返還金30万円は、補助金の交付要件であります5年以上の市内定住ができなくなった令和4年度に交付を受けた受給者から、補助金60万円の返還があったため、そのうち30万円を県に返還するものです。説明は以上となります。

○**農林課長** 続きまして、6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費の白丸、林業被害対策事業5,360万円の増額補正につきましては、松くい虫によるアカマツ被害拡大に伴う松枯損木処理に係る委託料3,920万円と、松くい虫等被害予防事業補助金に伐倒駆除を加える新たな補助金1,440万円の補正です。

この概要につきまして資料を用意させていただきましたので、そちらを御覧いただきたいと思います。A4横版の補足説明資料（農林課）のタイトルが入ったものです。まず、グラフが掲載されている資料から御覧いただきたいと思います。今回の補正の目的であります、松くい虫の被害拡大に伴いまして、①本市から直接伐倒駆除を委託する松枯損木処理委託料を増額するとともに、②の後段にありますように、平成28年告示の松くい虫等被害予防事業補助金交付要綱を一部改正しまして、伐倒駆除を新たに加えるものです。

次に、要綱の一部改正により期待される効果についてであります、次の3点を挙げさせていただいております。まず、1点目としまして、立木所有者等による自発的な処理が促進されること。2点目といたしまして、市が委託する手続におきまして、所有者の探索特定や状況説明、伐採交渉などが省略されることにより、市の業務負担軽減が図られること。3点目といたしまして、林業人材の掘り起こしや育成が図られることとあります。

今回の補正及び改正に至った背景につきましては、下の複合グラフを御覧ください。こちらのグラフは、年度別の松くい虫被害量及び枯損木の処理状況について、推移が分かるように作成したグラフです。青色の縦の棒が被害本数、茶色の折れ線グラフが処理本数となります。こちらを御覧いただきますと、平成27年度から令和元年度までの間につきましては、棒グラフと折れ線のピークが同調して推移をしております。これは、被害本数に処理本数が追いついていたことを意味しております。一方、令和2年度から3年度、4年度にかけては、被害本数に処理本数が追いついていないことを意味しております。

具体的に本数を申し上げます。令和2年度は、覚知本数432本に対しまして処理本数が388本、未処理率は10%。令和3年度は、覚知本数708本に対しまして処理本数が503本、未処理率は29%。令和4年度は、覚知本数771本に対しまして処理本数が555本、未処理率は28%。つまり、直近3年間のうち、令和3年、令和4年度については7割の処理本数で、頭打ちとなってしまったということになります。

本市におきましては、平成27年に本格的な被害が発生して以来、市主体による伐倒駆除に加えまして、平成28年からは薬剤散布、樹幹注入剤補助、平成29年からは緩衝帯整備事業といった3つの事業を対策の柱として取り組んでまいりました。

また、本年度は、6月中旬までを集中駆除期間と位置づけまして、農林課林業振興係職員の総力を挙げて取り組んできたところです。しかしながら、この2年間ほどは、被害量、被害範囲とも急増、急拡大しておりますし、7月末時点の被害覚知本数は、令和4年は268本、本年は既に418本と、前年対比1.5倍の増加となっております。

また、去る6月15日には、洗馬地区の求めによりまして、洗馬財産区議長、3区長、3林野組合長、また、地元選出市議員と農林担当部長による洗馬地区松くい虫被害対策協議が開催されまして、切迫した状況の訴えと、市に対して実効性ある取組の要望がなされたところです。このまま手を何も打たず、現状の対策を継続するだけでは、今後さらに被害が増加、拡大する可能性が高いことから、今が正念場、つまりターニングポイントになるとの御指摘を受けまして、来年の大量発生を未然に防ぐための対策として、年度中途ではありますが、立木所有者による自主的、自発的な伐倒駆除に対して、1立方メートル当たり4万円を上限とする補助金を支給する事業を新たに加えて、被害木処理の一層の効率化とスピード化を図りたい考えです。

折れ線、棒の複合グラフの右側のダイダイ色ともえぎ色の棒グラフは、令和5年度の要処理本数を900本と想定いたしまして、今回の補正予算分も含めまして対応した場合をシミュレーションしたものとなります。まず、もえぎ色の部分は、これまでの手法であります、市が業者に委託して伐倒駆除するやり方の成果を予想したもので、720本、8割相当と見込んでおります。次に、ダイダイ色の部分であります、今回新たに加える事業の伐倒駆除補助金による処理見込み本数でありまして、初年度でもあり、見込みづらい部分ではあります、これが180本、2割相当になると見込んでおります。

次に、裏面の松くい虫等被害予防事業補助金の拡充案についてを御覧ください。こちらの資料では、松くい虫等被害予防事業補助金交付要綱をどのように改正するのかをお示ししたものととなります。これまで要綱にあった薬剤散布事業また薬剤樹幹注入事業に、新たに伐倒駆除事業を加えるものとなります。3の補助金交付対象者を御覧いただきたいと思っております。対象者は、市内に樹木を所有し、または管理する個人または団体となります。4の追加する補助対象事業の内容を御覧ください。表の中ほどの列の補助対象経費は、松くい虫等被害により衰弱した樹木に対し、所有者等が自ら、または事業者等に委託して行う次のいずれかの処理に要する経費でありまして、具体的な処理方法は、アとしまして、伐倒処理及び枝条を含めた全量の燻蒸処理、イといたしまして、同様に全量の破砕処理、ウとしまして、その他市長が適当と認める処理となります。表の右側の補助率にありますように、補助率は10分の10で、材積立方メートル当たり4万円を限度といたします。こちらの表の一番下の米マークで記載しましたとおり、1立方メートル当たり4万円の補助額の根拠につきましては、本市が令和4年度に業者に発注した特殊伐採処理を含む松枯損木伐採処理業務委託料の実績から、1立方メートル当たりの平均処理単価を算出した結果に基づくものです。私からの説明は以上です。

○産業政策課長 続きまして、7款商工費をお願いします。22、23ページ、1項2目商工振興費、説明欄の白丸、シビックイノベーション推進事業について御説明します。こちら、スナバにおける地域おこし協力隊1名の産前産後休業、育児休業からの復帰に伴う補正予算の計上となります。該当者につきましては、本年2月より産前産後休業を取得し、6月より育児休業となっておりましたが、10月1日から復帰することに伴いまして、6か月分の報酬及び活動費を計上するものです。私からの説明は以上となります。

○建設課長 それでは引き続き、8款土木費をお願いいたします。2項道路橋梁費3目道路新設改良費のうち生活道路整備事業1,350万円の増額ですが、お配りしてあります補足説明資料をお願いいたします。1ページは位置図でありますけれども、場所は広丘の市道野村大門線です。地元では高原通りと呼ばれている道路ですけれども、こちら交通量の割に幅員が狭く、地元からも強く拡幅を要望されている路線であります。これまで野村大門線につきましては、既存の住宅や会社が沿線に立ち並んでいるため、積極的な用地買収は難しく、家屋の建て替えなどの際に、土地所有者の御協力をいただく中で道路用地の確保を図ってまいりました。今回は2か所の拡

幅工事を予定しておりますが、経過といたしましては、先日、地権者の方より自己所有地内の外構工事、塀の設置などを計画しているとの相談を受けたことや、土地の所有権移転を検討しているなどのお話をいただきまして、私どもからも道路用地への御協力をお願いしているところです。

補足説明資料2ページをお願いいたします。場所、1か所目ですけれども、こちら諏訪倉庫の少し北側になりますが、延長22.8メートルの間を現況の幅員5メートルから6.5メートルに拡幅するものです。また、2か所目につきましては、補足資料の3ページをお願いしたいと思います。こちら緑ヶ丘西交差点の北側になりますが、こちらは延長16.8メートルの間を現況幅員6メートルから、前後の幅員に合わせ8メートルに拡幅するものです。この2か所の拡幅に伴う事業用地の確保を行うため、分筆測量費、工事費、用地費及び補償費の増額をお願いするものです。

続きまして、4目交通安全施設費のうち交通安全施設整備事業600万円の増額ですが、こちらも引き続き、補足説明資料5ページをお願いいたします。場所につきましては、片丘の今泉南テクノヒルズの西側になりますが、市道山麓線と北熊井東西線の交差点になります。地元要望などで、朝夕の山麓線の交通量が多いため、工業団地等へ行くために山麓線を横断するのが非常に困難である、大変危険だと、意見を頂いておりまして、信号機の設置が要望されておりました。市といたしましても、警察本部の規制課に信号機の設置を要望しておりましたが、先日、本年度中に信号機の設置工事を実施する予定であるとの連絡がありました。これに伴いまして、道路管理者が施工する部分、道路照明柱の設置や縁石、区画線等の設置を行うものです。私からは以上になります。

○都市計画課長 私からは引き続き、8款土木費4項都市計画費8目輸送対策費の内容について御説明いたします。白丸、輸送対策事業102万8,000円の増額につきましては、市が所有しています地域振興バス檜川線で使用しているバスの車両故障に係る修繕費用を増額補正するものです。修繕の内容につきましては、所有する車両3台で不具合が生じ、エンジンの始動不良及びエアコンの故障を修理したものです。原因につきましては、古い車両で15年、新しい車両では6年が経過し、走行距離も36万キロメートルを超えていることから、経年劣化によるものと判断しております。私からは以上です。

○建築住宅課長 私からは、5項住宅費1目住宅企画費につきまして御説明を申し上げます。白丸、市営住宅管理維持補修費399万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、原油高、円安等に起因する建設資材等の高騰及び公共建築共通費積算基準等の改定によりまして、今年度施工予定の吉田団地D棟の外壁塗装及び屋根防水工事に係る工事費が不足することから、施工に当たり積算した工事費と当初予算の差額分の増額補正をお願いするものです。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、24、25ページを御覧ください。私からは、9款消防費1項3目消防施設費の白丸、消防施設設備費2,013万9,000円のうち1つ目の黒ボツ、1,575万2,000円の増額について、こちらはJA洗馬の跡地が宅地開発されるに当たりまして、敷地内の消火栓と防火貯水槽が支障となるという申し入れがありまして、防火貯水槽を約60メートル東、洗馬支所の向かいの市所有地に移設・更新するための撤去及び設置に係る工事費となります。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を充てるものです。次に、2つ目の黒ボツ、消火栓新設改良負担金438万7,000円の増額につきましては、地権者の土地利用変更に伴う消火栓の移設が2件、場所は、先ほどのJA洗馬の跡地と野村地籍になりまして、上水道課に工事を委託し、負担金を支払うものになります。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 続きまして、その下、10款教育費1項教育総務費5目人権教育費、備考欄白丸、人権

推進啓発事業につきましては、犯罪被害者等支援金及び生活支援助成金の補正をお願いするものです。

内容といたしまして、本議会に提案をいたしました塩尻市犯罪被害者等支援条例に関する経済的な支援に関して増額をお願いしているものです。具体的な内容につきましては、条例第9条の委任規定に基づきまして市長が要綱で定めるもので、先行して条例を制定しております長野県や佐久市、中野市等の支援内容を参考に金額や回数を決めるものです。

本日、追加でお配りさせていただきました参考資料、塩尻市犯罪被害者等支援金（案）と書かれたものですが、そちらに具体的な内容を記載させていただいておりますので御覧ください。参考資料の1枚目、犯罪被害者等支援金は遺族支援金を30万円、重傷病支援金を10万円として、補正で30万円をお願いしているものです。2ページ目ですが、日常生活支援金といたしまして、家事・育児、転居支援、配食支援等、それぞれ上限額と回数を決めているものです。3ページ目につきましては、県内の支援内容の比較を記載してあるものです。基本的に、長野県内どこでも一定水準の支援措置となるよう、金額や回数を定めたものとなっております、万が一、犯罪被害等が発生した場合に必要な経費につきましては、1件の事案を想定した補正をお願いするものです。私からは以上です。

○文化財課長 私からは、5項社会教育費7目文化財保護費、説明欄1つ目の白丸、文化財管理事業です。こちらにつきましては、贄川にあります重要文化財深澤家住宅の寄附の受領に伴う管理経費等の増額補正です。こちらについて主なものとしましては、3つ目の黒ポツ、営繕修繕料、自動火災報知設備によります外部への発泡通知の装置設置、また、老朽化しております電気配線を更新し、漏電ブレーカーの設置費、また、一番下の黒ポツ、所有権移転に伴う必要な境界測量事業費を増額補正しています。

寄附に関する経過ですけれども、所有者の深澤辰夫氏は現在、県外在住です。その所有者に代わり、建物の管理をしておりました隣家の住民の方が昨年度お亡くなりになりまして、建物の管理ができない状況が続いておりまして、所有者から市への寄附を打診されました。今後の維持管理費、御本人が非常に厳しいということになりまして、以後、課ですとか庁内で受入れの寄附の方針について検討した結果、今回、市の財産として守り伝えていくことが決まり、寄附を受け入れることとなりました。

今後の方針といたしましては、建物の規模が非常に大きく、なお、保存状態がよいため、活用方法につきましては行政評価等で検討していきたいと思っております。私からの説明は以上です。

○財政課長 続きまして、歳入の御説明を申し上げますので10、11ページを御覧ください。歳入のうち、歳入で説明のありました財源以外の一般財源等について御説明申し上げます。

まず、一番上になりますが、11款1項1目1節地方交付税、説明欄の普通交付税5,965万7,000円の減額につきましては、交付決定に基づくものでありますが、予算編成時よりも市税収入等の堅調さが見込まれることから減額としています。

12、13ページ上から2行目、18款1項1目1節一般給付金60万円につきましては、寄附を頂いた方の御意向に沿いまして、保育所運営費の財源として充当させていただくものとなります。

次の19款2項1目1節財政調整基金繰入金5,970万6,000円の増額につきましては、今回の補正において不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものとなります。

その下、20款1項1目1節前年度繰越金5億590万4,000円の増額につきましては、前年度決算の剰余金の確定に伴う補正となります。

続きまして、14、15 ページ、最後になります。22 款 1 項 10 目臨時財政対策債 9,938 万 2,000 円の減額につきましては、こちら、予算編成時の見込みよりも地方交付税の臨時財政対策債への振替額が減少することにより、補正をするものとなります。

次に、4 ページから 6 ページまで続きまして、第 2 表地方債補正につきましては、これまでの説明に関わる市債について限度額を変更、または追加するものとなります。説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○**委員長** それでは、議案第 7 号について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**百瀬友彦委員** 21 ページですが、がん患者アピアランスケア助成金についてなのですが、こちら具体的な助成のスケジュールというのは、いつから予定しているのでしょうか。

○**健康づくり課長** こちらの助成につきましては、補助要綱を先月策定いたしました。この議会で予算が認められれば、即募集といいますか、希望をする方には助成をするという形になります。適用につきましては、4 月 1 日以降、こういったがんの補整具を購入した人が対象となるような形で進めていきたいと考えております。

○**百瀬友彦委員** ありがとうございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** 多分、1 人 2 万円だと 23 名分ということだと思いますが、これは大体、人が確定しているという意味でしょうか。

○**健康づくり課長** 23 件ということで見込んでおりまして、この数値につきましては、県で新規のがん登録者数の状況から、既に実施している他県の実績を踏まえて、県で推計した数値が 23 件ということになっておりまして、その数字を使わせていただいております。

○**中村努委員** 仮に、この 23 名以上の希望があった場合は、さらに補正で追加するのか、この予算で打切りなのか、その辺はいかがですか。

○**健康づくり課長** 希望される状況に応じて対応していきたいと思っております。県からも 2 分の 1 補助が出るものですから、助成の要望があったら、補正等で対応していきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**牧野直樹委員** 21 ページ、先ほど説明がありました松くい虫の件につきまして、当初予算で被害予防事業補助金が 40 万円計上されておりました。その 40 万円の今の執行、お幾らばかり使っていますか。1,400 万円の補助金の補正を今回上げておりました。その前に、薬剤注入という項目の中で 40 万円、当初予算が取ってあるのですが、その 40 万円は 4 月から 9 月までに幾ら使っているかということをお聞きしています。

○**農林課長** 昨年度の状況では 20 件程度の申請があったという状況であります。今年度につきましては、まだ資料が整っておりません。お調べして、また後ほどお答えしたいと思います。

○**牧野直樹委員** 資料が整っていない。今、まだ幾ら使ったか分からないということですか。

○**農林課長** 担当の係長より答弁申し上げます。

○**林業振興係長** 現在の 40 万円は、薬剤の補助に対する部分ですけれども、現在の申請状況につきましては、また追って御報告させていただければと思います。

今現在、薬剤を使う時期も決められておまして、主は、薬剤注入、樹幹注入剤が昨年度も全てでした。樹幹注入というのは冬場、水を吸い上げなくなってきた時期に実施するものですので、樹幹注入剤の注入につきまし

ては、これから冬場、大体12月以降からの補助申請になるかと思いますが。

それで、今の時期は薬剤散布でして、噴霧器で松の上から薬剤をかけるのが、今くらいの時期にやる薬剤対処の方法ですけれども、私の記憶では、今現在1件申請を頂いている状況でして、詳細につきましては、また後ほど調べた上で御報告させていただきます。

○牧野直樹委員 新たに要綱を変えて出すということなのですが、たまたま当初予算で40万円。それと全く違うもので、伐採等に入って1,400万円の大型補正ということで、これはいろいろ見ていきますと新規事業ではないかと思われる。今まで薬剤注入と薬剤散布でそういう補助の40万円が出たところに、事業者等に委託して伐採をするということ。全くその要綱の中身が違ってきて、ここで急に9月になって、伐採のための1,400万円の補正をするというのは、要綱を今見させてもらっていますが、これは全くの新規事業ではないかと思われる節もあります。そのようなことが、突然、9月の補正で出てくるというのはどうかと思います。

たまたま今、農林課長がおっしゃるとおり、平成27年から現在に至るまでの本数のグラフを頂きました。例えば、令和3年に未処理率29%。このときは、今回みたいに補正で3,900万円の事業委託料が載っています。令和3年、令和4年、この未処理率29%、28%のときの補正は、委託料でどのくらいしていましたか。

○農林課長 こちらの対策費の予算に関しましては、当初予算である程度の金額を盛っておきまして、毎年9月議会で補正をさせていただくというやり方をさせていただいていると思います。昨年度も、たしか3,700万円ほどの補正をこちらでさせていただいた記憶があります。

○牧野直樹委員 令和4年が3,700万円の補正。

○農林課長 定かではありませんが、3,700万円程度の補正だったと記憶しております。

○牧野直樹委員 防除対策事業の委託料で3,700万円ですか。

○農林課長 そのとおりです。

○牧野直樹委員 では、令和3年は。

○農林課長 正確な数字を現在つかんでおりませんので、また後ほど答弁させていただきたいと思います。

○牧野直樹委員 それで今回、伐倒の事業委託料で3,900万円を補正することによって、8割、720本が切れるという理解でいいですか。

○農林課長 今回、松枯損木委託料の3,920万円を補正することによりまして、最終的な補正後の総額が5,820万円になりまして、これで今年度の松処理見込み本数900本のうちの8割の720本が伐倒できるという見込みです。

○牧野直樹委員 それで、残りの180本分を補正して一般市民の方に切らせるということですか。

○農林課長 現在のところの見込みとしては、全体の2割相当の180本が補助事業を適用したのになると見込んでおります。

○牧野直樹委員 その180本という根拠がよく分からないのだけれど、それは本数ですね。900本ある中の180本だと。180本分の補正で1,400万円だということのだけれど、1立米当たり4万円の補助を出すということで、何本切ったら1立米になるのですか。

○農林課長 逆に、1本当たり材積は2立米と見込んでおります。昨年度の市が発注した松枯損木の委託料の実績から割り返したものが、こちらの単価となっております。

○牧野直樹委員 例えば、1本2立米だとすると、1本切って8万円の補助を出すということですか。

○農林課長 委員お見込みのとおりです。

○牧野直樹委員 例えば私が山を持っていて、私の山の中に2本ほど松くい虫にかかったと思われる赤い木があったとして、それを私が切るとなったときに、申請を出して切るとします。そこで処理方法、燻蒸処理をした場合、よく山の中に行くと、積んでビニールを巻いてやっていて、あそこに多分薬品をかけてあると思うのだけれど、そういう薬品だとかシートというものは、どこで買ってくるのですか。

○農林課長 薬品、シートの単価につきましては、現在取り扱っている森林組合等に問合せをした状況ではありませんけれども、一般にネット通販等で市販されている薬剤につきましては、単価が税抜きで2,500円ほどという状況です。シートについては、すみませんが手元に資料がなくて、今お答えすることができませんので、また後ほど回答いたします。

○委員長 それでは、答弁を先に。

○林業振興係長 今の薬剤シートの関係ですけれども、森林組合でお取扱いをしているということで情報は得ています。

○牧野直樹委員 この薬剤はネットで買えるのですか。

○農林課長 これがいいか悪いかどうかという問題はさて置きまして、一応、検索サイトで検索に引っかかったものということです。

○牧野直樹委員 これ薬剤1本2,600円くらいするのです。それで業者の方は、全て書類を申請して。

○委員長 牧野委員、チャイムが済むまで申し訳ないです。

○牧野直樹委員 いいです、1回やめて。長くかかるので、休憩にしてもらってください。

○委員長 では、今のところよろしいですか。これ以降は午後の審査ということで、昼食休憩をここで入れたいと思います。13時10分から再開ということで、よろしく願いいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時09分 再開

○委員長 皆さんおそろいでありますので、休憩を解いて再開をいたします。

先ほど質疑の中で、牧野委員の質疑が始まるところで終わりましたので、続きを牧野委員、どうぞ。

○牧野直樹委員 さっき、私は薬剤二千幾らと言いましたけれど、大体薬剤1本2,250円ぐらいです。それとシートが4メートル掛ける4メートルで3,500円ぐらい、大体そのシート1枚使ってやると、1立米の燻蒸処理が大体6,000円ぐらい費用がかかるということです。それで、この薬剤については、多分劇薬ではないかと思う。ネットで買えるような品物ではないと思うので、その辺をもう一度よく調査をしてください。

私も結構山に入ってこういう処理をしています。そのシート1枚、薬剤1本使うのに、普通の松の枯れた木を切って、大体1立米ぐらいです。1本で、です。だから1本2立米という計算で行くと、8万円にもなってしまふということは、今度は業者の人にしたら、自分たちが営業して、ではそれをやりますとやっていけば、1本切って8万円ももらえれば、そっちのほうが得になってしまうのではないかと思います。

それと、もう今は新年度予算が始まって、9月になって、多分半期の事業実績を報告すると思うのです。当初予算の対策委託料が4,900万円、それと補助金のほうで40万円、その当初予算の4,900万円の委託料が多分もう枯れてきたので、ここへ来て3,900万円を乗せるということで、合計8,000万円以上になる。前年度よりは1,000

万円近くオーバーして、これは評価できます。松くい虫に対しての委託の費用は評価できます。その分増やして、なおかつ40万円の薬剤注入だとか散布に対する補助金が、先ほどお伺いしたら1件ぐらいと言っていましたが、そこらの現在の執行率をまず教えてください。もう一度お伺いします。

○農林課長 まず、補助金のほうからでありますけれども、薬剤散布が1件という実績です。恐らく樹幹注入は、これから冬季間、春季間において申請があるものと見ております。

○牧野直樹委員 対策事業の委託料の4,900万円の執行状況をお願いします。

○委員長 答弁を。

○農林課長 係長より答弁申し上げます。

○林業振興係長 現在の執行状況ですけれども、本会議の場でも御答弁申し上げましたとおり、おおむね350本ほどの処理の発注をしております、現在その7割ほど完了していることを承知している状況です。

○牧野直樹委員 7割とは、幾らぐらいということですか。

○農林課長 今年度の当初予算の枯損木委託料が1,900万円です。これの7割の執行ということであれば、単純に計算いたしますと1,300万円ほどと考えられます。

○牧野直樹委員 当初予算は4,900万円ではないですか。

○農林課長 4,900万円の委託料の中身が、まず枯損木処理委託料が1,900万円、それから緩衝帯整備事業が3,000万円という内訳になっております。

○牧野直樹委員 分かりました。それで、こうやって9月に補正予算を上げてきたにも関わらず、手元にもらった補足説明資料、松くい虫等被害防除事業補助金の拡充(案)についてということで資料をもらいました。まだ案の状態、事業内容が決定していないにも関わらず、1,400万円の補正を上げるのはどうかと。こういう要綱等のこういうふうに決まったのがこうですよ、だから、補正を上げて、これに対応したいというのが本来の姿ではないですか。案のまま出されても、補助金要綱なので、議会の議決も何もいらないのだけれど、これは不手際ではないか。

しっかりした補助金の拡充ができて、これに対して補正予算を上げますというならいいけれど、案の状態で出されても、いつどういうふうになるか分からない。それに対して補正をするというのはいかがかという、その辺についてどうですか。

○農林課長 行政係のほうとも調整を図りながら、現在、予算のほうで議会で審議をいただいているという状況でありまして、その同時進行というような形で要綱も整備しているという状況です。ですので、私どもの手元には、あくまでたたき台としての要綱が手元にありますけれども、議会にお認めいただいた暁には、補正予算と同日付で、こちらの要綱のほうも一部改正を行うという予定です。

○牧野直樹委員 そうすると、手元に頂いたこの案が消えて、そのまま要綱になるということでよろしいですか。

○農林課長 今の時点では、そうなる見込みです。

○牧野直樹委員 そうすると、補助対象経費の中に燻蒸処理、破碎処理、その他市長が適当と認める処理という、この市長が適当と認める処理というのは、以前、私どもが手に入れた書類は、焼却処分という書類が私どもの手元に入っていますが、その市長が適当と認める処理はどの範囲まで入るのか、教えてください。

○農林課長 委員御指摘のように、農林水産省が推奨する処理方法としましては、お手元の資料の燻蒸処理、それから破碎処理、もう1つ、焼却処理というものがあります。ただ、私ども、この焼却処理についていろいろ議

論する中で、誤ったメッセージになってはいけないという考え方をもちました。野焼きについては、農家の皆さんが剪定木等を燃やされる場合には例外的に認められるケースがありますが、それを是認するような形で例規に明記することはいかなものかという判断に基づきまして、その他市長特認というような条項を設けたという状況です。

○**牧野直樹委員** 質問をここで中断するのだけれど、この間、総務産業常任委員会のほうで森林試験場のほうに視察に行っていると思うのです。その辺で松くい虫の視察に行ったとお伺いしていますので、委員長、何かその松くい虫の対策等について勉強してきたと思うのだけれど、その辺を少しお話し願えますか。

○**委員長** 委員長に対する質問は、総務産業常任委員会の委員長に委員から直接というのは望ましくないと思います。ですから、もしここで小澤総務産業常任委員長が自分の判断において発言するのであれば、今のやりとりの中で、それは許します。質問はそれ同士ではやらないでいただきたい。

○**小澤彰一委員** 総務産業常任委員会のほうで林業総合センターに視察に行っていました。9月12日です。向こうの技官の方に詳しく説明していただき、そして、所有する林の中で枯損木あるいは松くい虫がどのように発生するかという実態も見てきました。メカニズムを知るにつけては、これは簡単にはできない仕事だというような実感を私個人としては持ちました。

まず、どの方法を取ったら、伐倒燻蒸だとか、あるいは薬物散布だとか、あるいは樹幹注入など、いろいろな方法を総合的に3種類混ぜて行っていないといけないと。特に塩尻市が行っている樹種転換、これについてはかなり有効な手段ではないかというような評価を受けておりました。

それぞれの処理をするのに、一定の期間、時期があるのだということで、一年中どの方法を取ってもいいというわけではなくて、例えば伐倒燻蒸だったら6月の発生する前に行わなければ意味がないし、それから、もし発生した場合に、マツノマダラカミキリが木の上のほうにある若い芽を食べて、その傷口から線虫が中に入っていくというような説明を受けましたので、薬剤をきちんと若い芽が出るころへ散布しておかないと効果がないというようなことを伺いました。

それから、樹幹注入については予防的な措置で、必ずしも完全に有効なわけではなくて、樹幹注入してもマツノザイセンチュウに感染する可能性があるし、それからかなり高額になるということで、よほど政策的にこの松の林を守るのだとか、ここは完全に樹種転換をして、アカマツをほかの樹種に変えてしまうのだとかという判断を政策的に行っていないといけないというようなことを伺ってきました。

については、かなりこれが広がってきていて、加速度的に広がっていく恐れがあるので、やはりきちんとここでもってくい止めないと、かなり高い標高のところまで感染する恐れがあるので、早急に対処する必要があるかなという感想を持ちました。

については、これだけ業者の方が頑張っていて、しかも、その持ち主の特定だとか了承が得られないという状況の中では、こういうような方法も考えられるかと思いますが、あくまでも危険が伴うことでもあるし、これは非常に危険な薬物も使用しますので、資格だとか、あるいは発注できる、あるいは切る場所の特定というのが難しいかなと思います。以上が私の感想です。

○**委員長** では、ほかにありますか。

○**赤羽誠治委員** 今までの説明の中で、所有者等が自らという部分がこの要綱にあります。この場合に、所有者自ら、もし伐倒燻蒸という処理をした場合に、申請から最終的に補助金の受領までの流れを教えていただきました。

いということ、それから材積の確認、要するに、どのぐらいのボリュームがあるのかという確認はどのように行って誰が行うのか、それについて教えてください。

○農林課長 補助金の流れでありますけれども、一般的な補助金交付規則に基づきまして当補助金も処理されていくこととなります。最初に、補助金の申請が上がってまいります。その申請書を基に審査をし、交付決定を行います。交付決定の後に実施をしていただきまして、証拠書類、写真等も添えて実績報告を上げていただきます。その実績報告を審査した上で確定をさせていただき、本人口座に振り込みをさせていただくという通常の補助金の処理の流れです。

それから、材積の換算の方法につきましては、いろいろ計算方法等がありますが、今回のような個人で伐倒燻蒸するようなケースでは非常に難しいところがあるかと思っておりますので、市のほうでも、標準的な計算方法に基づきまして、その算出方法について申請者と相談を行いながら実績確認をさせていただきたいと考えているところです。

○赤羽誠治委員 分かりました。そうすると、現地の確認はしないということではよろしいですか。

○農林課長 基本的にケース・バイ・ケースになろうかと思っております。現在、林縁部等で道路に接しているようなところであれば非常に伐採が容易かと思っておりますけれども、だんだん奥山で発生するような事態にもなっております。そういったところの確認が個人でできるかどうか、あるいは団体ができるかどうかというあたりは、やはり申請段階で相談を行いながらということになろうかと思っております。

○赤羽誠治委員 次に、事業者に委託というのがあります。この流れはどういう形になりますか。

○農林課長 これは通常の発注の流れでありまして、所有者個人が業者を探し、そして、そこへお願いをするというような流れになろうかと思っております。ただ、事業が今年度始まる当初におきましては、個人で申請なさるような方の場合、どういった業者があるのかといった御相談が恐らく窓口にあるのではないかと想定しておりまして、安曇野市等ではリストをあらかじめ用意して、それをお渡ししてお選びいただくというような方法を取っているようです。当市におきましても、そのような方法を取る可能性があると考えております。

○赤羽誠治委員 個人が事業者に委託する場合に、市のほうではこういう業者がありますと。そうすると、その中から数社の見積りをもらうのか、相見積りというような形でもらうのか、その辺はどういう選択をするという形になりますか。

○農林課長 こちらも所有者個人の判断ということになろうかと思っております。中には相見積りを取られる方もいらっしゃるかもしれませんが、ある方は1社で決め打ちされる方もいらっしゃるのではないかと想定しております。

○赤羽誠治委員 分かりました。そうすると、最終的に補助金のいわゆる申請者が個人という形になりますね。その場合に、例えば見積りを取らないで頼むとやったら、4万円以上かかったといえ、本人の出し分は赤字になりますね。本人が負担をしてまでも木を切るということは、考えられないかなというふうに思います。その辺のところもどうなるのか、はっきり分からないという状況なのですが、委任払いという形でもって市のほうは考えていますか。例えば、私が業者をお願いして、業者に対しては、市のほうから直接そのお金を払うという形になりますか。それとも、一旦私のところに入って、私が業者に払う、その辺はどういうふうにお考えですか。

○農林課長 今、その手法も検討しているところでありまして、業者が市から直接補助金を交付されることによって、残りの一部負担金を申請者が支払うだけでよいという方法が取ればということで、それも現在俎上に上げて検討中です。

○赤羽誠治委員 一部負担金を払うとなると、多分払わないと思いますけれど、その辺はどうお考えですか。

○農林課長 伐倒木の立地状況等、それから周辺環境等によりまして、単価が様々であろうかと思っております、現時点におきまして、その金額がどの程度になるのかというあたりは蓋を開けてみなければ分からないところもあろうかと思っております。

○赤羽誠治委員 そうですね。これまで委託として委託料の中では、基本的には立米4万円という形なのですが、その伐倒するところの地形だとか、あるいはすごい山奥だとか、そういう条件によって1本当たりの単価というのは変わっているのですか。

○農林課長 積上方式でいえば、そういうことになろうかと思っておりますけれども、それぞれ個々のケースで見積りを取ってもらうものすごい時間がかかってしまうということになりまして、今回の補正の、あるいは要綱改正の趣旨と離れてしまうという状況になろうかと思っております。そこで、私どもとしましては、昨年度の市が委託した枯損木処理委託料を単純に割返した数字、つまり1立米当たり4万円を限度とするという内容で今回お示しをさせていただいたという状況です。

○赤羽誠治委員 4万円の算出根拠が分かりました。要するに、例えば業者にやってもらう場合、伐倒する処理費、薬剤、それからいろいろかかるビニール代とか、そういうものを含めて4万円以内でできないという可能性もある。そうすると、この松くい木の伐倒というのは進んでいかないのではないですか。その辺どうですか。

○農林課長 今回、補助金だけではなくて、委託料の補正もさせていただいているところです。4万円では割に合わないからというような業者判断であれば、当然、市のほうにお願いをしてくださという流れになろうかと思っております、その部分につきましては、これまで同様、市から発注をすることになろうかと思っております。

○赤羽誠治委員 それでは今までと同じということでしょう。所有者とか、そういうところが業者に委託をできないということになれば、また市のほうに戻るということになれば、どうやってスピード化を図れるのか、その辺がよく分からないですけれど。

○農林課長 今回のこの補助金によって、新たな林業担い手、例えば身近なところで、かつて営林署で経験があるとか、あるいは団体を構成していて、自分たちもそういった研修を受けているというような団体もあるというお話を洗馬地区のほうからいただいております。そういった団体が逆に掘り起こされるという可能性もありまして、今回の補正、あるいは要綱改正の内容となっております。

○赤羽誠治委員 そうすると、人材育成という話もありましたけれど、仮に事故があった場合、これはどうなりますか。

○農林課長 恐らく所有者から業者に委託をする段階で契約が交わされると考えておりまして、それは私法の中の契約ということになろうかと思っております。つまり、その中において引き受けた以上は、その業者あるいは団体個人の自己責任であろうかと思っております。

○赤羽誠治委員 ということは、所有者が切る場合も所有者の自己責任で切れということですか。

○農林課長 先ほど補助金の申請の流れについて説明をさせていただきましたが、最初に所有者からの補助金の申請書が上がってきます。その段階で委託業者はどこなのか、どういう方が切るのか、自分でやるのか、もし自分でやるならこれまでの経験実績はどうなのか、その知識はあるのか、そのあたりを申請時に慎重に聞き取りをいたしまして判断をさせていただくことになろうかと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 先ほど話した林業総合センターによると、チェーンソーの講習で約3日間かかる。それから薬剤については、これは特に資格がいらないようですけれども、かなり劇物なので、やはり専門家からの講習を受けることが望ましいとありますけれども、資格要件みたいのは規定しているのですか。

○農林課長 現時点では、資格要件等は設けておりません。それは、やはり地元の身近なできる方あるいは団体を掘り起こしたいという思いがありまして、受託者については広く門戸を開きたいという思いからです。1本でも多く松枯損木を処理するにはどうしたらいいのか、今考えているところではありますけれども、事故について、あるいは何かあった場合に対する備えとして、事前にそういった要件を内規等で定めるという方法もあろうかと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 基本的に聞きたいのですが、このグラフですけれども、令和3年、4年の未処理ですけれども、これはどうして未処理になってしまったのか。先ほど質疑の中で、令和4年の補正予算の話が出ました。3,700万円という数字ですが、その補正をした後、未処理が28%あるという理解でしょうか。

○農林課長 まず訂正をさせていただきたいのですが、先ほど私、3,700万円の9月補正と申し上げたところですが、訂正をいたします。令和4年度は2,576万円の補正でした。それから、令和3年度につきましては2,500万円の補正という状況でした。

未処理のこの3割はどのようになるのかというお話ですけれども、該当年度中に処分できなかったものについては、当然、翌年度に繰越しというような形になろうかと思えます。

○中村努委員 そういうことではなくて、なぜその処理ができなかったのか、理由を教えてください。

○農林課長 失礼いたしました。処理できなかった理由につきましては、まず農林課の職員のマンパワー不足が1点。それからもう1点は、業者のほうに発注するにしても、やはり業者のスケジュール等もあります。それから立地条件等、片道1時間もかかるような奥山で発生しているケースも散見されるような状況になってまいりまして、そういった状況を総合的に勘案した中で発注をしております、いわゆる難易度の高い部分が残されたのだというふうに考えております。

○中村努委員 そうすると、今回のこの処置で、そういうところに手を入れるということですね。今までできなかったことが、個人の申請によるとできるようになるという、その辺の理由がよく分からないのですが。

○農林課長 まず1点は、身近な担い手の掘り起こしです。それからもう1点は、所有者が直接その業者に委託をすることによって、市で所有者の探索、それから同意の取付けといった手続が不要になるということで、加速化が図られるだろうという見込みです。市が直接委託していたものは、昨年度7割の処理率でしたけれども、そういう点を勘案いたしまして、市で処理するものについては1割増しということで、今回8割の想定をさせていただいたところです。

○中村努委員 そうすると、こういった事業を取り入れることによって林業人材の掘り起こしができて、処分量が増えていくということになりますね。そうしたときに、そういう人材が出てくれば、今度は個人の補助という形でなくて、市からの委託が増えていくと、今後はそういうふうになっていくと考えればよろしいでしょうか。

○農林課長 まず、枯損木の発生状況が今後どのようになるのか、想定がつかない中で、明確に答弁することはなかなか難しいと考えております。

○中村努委員 そういうところが増えていかないと、これで処理できなかった部分が処理されていくようにはな

っていかないのではないかというふうに思うのですが、私は、今まで市が委託していなかった部分について、処理できる方が個人の申請によればいるので、こういう予算が上がってきたと思っていたのですが、そうではないわけですか。

○**農林課長** 委員お見込みのとおりでして、洗馬地区との懇談協議を6月にさせていただいておりますけれども、ぜひ自分たちの知っている方にやらせてくれとか、団体を自分たちは知っているのだという、あるいは自分たちは研修をきちんと受けて実践もやっているのだというような御意見がありました。そういった方々に、また御助力いただくことによりまして、恐らくこの補助事業についても、ある程度の活用が見込まれると考えておりますし、先行する県内6市の状況を確認いたしました。松本市におきましては年間160件程度、あるいは安曇野市におきましては年間100件程度の同様の補助金の利用があるということです。ですので、私どもの市におきましても、今回の補助事業の活用については、ある程度の数が見込まれるものと考えております。したがって、松枯損木につきましても、これまでの7割以上の成果が上がるものと考えております。

○**中村努委員** そうすると、今後、実績を見ながら、正式に、そういった方たちを委託業者として育成していくとか、そういう委託業者を増やしていくということにはつながらないのですか。

○**農林課長** 直接的に、あるいは間接的に問わず、結果的に実績が増えることによって、そういった林業体の実績を積み、あるいは知見を積んで、スピード化が図られる可能性はあると考えております。

○**中村努委員** 分かりました。私も林業センターに委員会のほうで委員として参加させていただいて、この松くい虫については、守るべき松の木はどの範囲なのかということを決めて、そこは樹幹注入だとか薬剤の散布、それから、周りの樹木の緩衝帯整備というのをしっかりやって、そうでないところは、もう伐期に来ているので、どんどん主伐して樹種転換をしていくべきだと、こんなお話がありました。

その後、長野県の森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の研修会もあって、宮崎県の例など出されまして、宮崎県方式というのが主伐を徹底的にやって、供給が非常に多いと。供給が多いので、需要が増えているというようなお話がありました。長野県と比べると、長野県は供給がないので需要もないのだというようなお話があったので、この松くい虫のみならず、きちんと事業体を育てて、供給がしっかりできる体制にしていかないと、バイオマス発電の関係にも関わってくると思うので、ぜひ経営体を強化するというようなことにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○**委員長** 要望でよろしいですか。

○**中村努委員** いいです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**平間正治委員** この松くい虫の問題については、本当に重大で喫緊な課題であるし、ただ一方で、大変対応が難しい問題だと思うのです。いろいろな取組をやってこられてはいますけれども、そうした中で1点だけ先に申し上げておきますが、先ほど予算と要綱の関係の中で、同時進行だということをおっしゃっていました。これは行政の在り方というか、行政の質、議会がこれを審議することについても、全てにその質とか在り方に関わる問題なので、本来、要綱があって補助金交付要綱の中にきちんと書かれている。それを予算化で上げてきて、それを審議する。これが普通の行程だと思うので、ぜひそういったことできちんとした手順を踏んでやっていただきたいというのが1点あります。

それともう1つは、さっき申し上げたように、対応というのは本当に難しいと思います。ですから、伐倒、そ

れから薬の関係をやったり、緩衝帯をつくったりとか、いろいろやってきていますが、これは今さら言ってもしょうがないことですが、筑北地方で大騒ぎになってから、もう相当たつわけです。それが松本へ来て、やがて塩尻へ来るということは、かなり前からもう言われていたことだと思うのですが、いろいろな取組をやってきますけれども、市が基本的にどういうスタンスでこの問題に対応していくのかというのが見えにくいと思うのです。

ですから、全力で対応していくというのはいいのですけれども、一方では、簡単に言えばお金の問題、どこまでつぎ込めるかというのがあるかと思えますし、その辺のことをさっき小澤委員からもありましたけれども、政策的に判断をすべきだというようなこと、あるいは中村委員からあったように、守るべきところはきちんと決めて、それに対応していくような方法というのもあるわけですが、こういうことについて市側として議論されているのかどうか、市としての基本的な考え方、今の考え方で結構ですが、副市長からお答えをいただきたいと思えます。

○副市長 戦略的に長期で残すべきものはどこかとか、その理由は何かとか、具体的な線引きというところまでは、まだ残念ながらできていないと思います。ただ、そういうふうは無尽蔵に予算をつぎ込める案件でもないし、さりとて完璧に封じ込めるということに成功したところもないわけで、どうその折り合いをしていくかという中に、残すべきものと、それから樹種転換をすべきものというようなことを、戦略的にきちんとエリア的に落としていく必要はあるかと思えますし、そこは早急に、各地域の御意見等も伺いながら示していく必要はあるかというふうに思っております。

○平間正治委員 さっきも言っていますが、以前からある課題で、ずっとこれからの対応に対しても時間がないのです。放っておけば放っておくほど被害が進んでいく。もう本当に自然災害の一種と言ってもいいくらいなので、その辺をきちんとやるのなら、早急に市の基本的な考え方をつくり上げていくと、こういう理解でよろしいですか。

○副市長 委員おっしゃるように、長期的な戦略方針は必要だと思っております。しかしながら、各地域とか、山とか土地の持ち主の方々の総意といいますか、全体をきちんと取りまとめていくということになりますので、私どもから一方的に所有権のないエリアの用途だとか方針を決めるということもできません。そんな中で、急がなければならないということは重々承知しております。まずその中で、きちんと合意形成を図った上で計画に落としていくということだと思います。

○平間正治委員 ある意味非常時で、そのときに原則としては、それは何かやろうとするときには全員の皆さんの意見を聞いて、最大公約数を進めていくということは、これは必要かもしれませんけれども、ある意味緊急時において、時間がないのです。そうやって引き延ばせば延ばすほど、森林がどんどん傷んでいってしまうということですから、言われていることは分かりますが、通常とは違うということも頭の中に置いて、至急にそういったことを考えて示していくことが大事です。

それはもう確定だ、固定的な考え方だということではなくて、それによって変化していくことも当然出てくると思います。それはそれでいいと思うのです。基本的な方針というのがなかなか見えにくい部分がありますから、その辺をぜひ早期に示していただきたいと思えます。これは要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。

○平間正治委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 これはお金が絡むから問題なので、私、自分のうちの林にもし松の木が1本あって、それが茶色く変色してきたら自分で切って自分で始末します。お金など必要ないです。ほかの木にセンチュウが感染していったら、これは大変なことになるので、それは自分でやるのですよ。

ただし、自分でやるときに、私も何本も木を切ったことがありますけれども、1本だけ生えているわけではなくて、たくさんのお木の中にそれが1本存在しているわけだから、切ったときにほかの木に枝がかりになったときに大変危険なのです。ですから、命の危険を冒してやらなければいけないので、これが補助金を4万円出したから見る見る瞬く間に進んでいくとは私は思えない。

それから、4万円もらえるからといって、ただ切りっぱなしにして、薬剤で燻蒸しましたと、もし誤魔化してやった方がいる場合、倒した木は枯れていきますので、枯れた木は当然マツノマダラカミキリが寄生して卵を産むことができるようになってしまう。生きている木には簡単に産めないのですよね。ですから、そうしたときに、きちんとそれが燻蒸されているかどうかということを確認しなければいけないという作業も出てくるだろうし。

野生の鳥獣被害のときには、猿を1頭猟友会の方が射殺すると1万2,000円の補助金が出ることになっているそうです。猿の尻尾を切り取ってそれを持ってくるのだけれど、写真も撮らなければいけない。それは、不正を犯して実は同じものを2種類申請したという方がいて、かなりそれは厳しくなってきた、猟友会の方がものすごくそれを負担に感じている。そういうようなことが起こらないように、きちんとした要綱を確定し、切る人の資格要件などを特定してやっていかなければいけないだろうと思うのです。

もう1つは、林業センターのお話の中で、松くい虫のセンチュウに感染しているかどうかということをもまず特定しなければいけない。松くい虫の特徴として、松やにが出なくなるのだそうです。ですから、ナイフで傷をつけて、そこに松やにが出てこなければ、それは松くい虫に感染しているのだということをも特定するわけです。その特定などを誰がするのかということを決めておかないと、ただやたら、その辺に枯れている木だから、これは松くい虫だと特定はできないわけで、そういうようなことをきちんと決めていくべきではないかと思うのです。この要綱というのは、その辺のところまで全部検討されているのでしょうか。

○農林課長 松くい虫の存在を確認するという検査方法がありますけれども、時間がかかるという難点があります。できるだけ1本でも松くい虫の被害が出ているというものであれば、伐倒駆除するのが一番いいだろうという考え方に基づいての補助金という形になっております。

○委員長 よろしいですか。

○小澤彰一委員 全てが松くい虫ではないというところが厄介なので、林業総合センターでは、送られてきたサンプルを遺伝子検査まですると、顕微鏡などでも検査をしようと言っていました。それも一定の時間がかかるので、その辺の合理化なども、早く手続ができるような方法なども同時に考えていかないと。何でもかんでも切ればいいというものではないから、何でもかんでも切ったものに対して4万円補助金が出るということになると、これは少し筋が違うかなというふうに思うのですけれど、その辺のところはいかがですか。

○農林課長 担当の係長より答弁申し上げます。

○林業振興係長 小澤委員の御指摘につきましては、これから運用していく中で、我々としても十分に留意をしていかなければいけないところだと思います。それで交付申請の際には、必ずその木の状態が分かるような写真というものは、しっかりとあらゆる方向から、これは内規のところでは写真の撮り方等のルール化、こういった形

で撮ってくださいということもお示しをさせていただきますし、ある程度の枯れた外観の状況から判別できるものもあります。

また、周辺に松枯れ枯損木が発生しているところには、かなりの確率で、それは松くい被害であるということが想定されます。全く周辺に松くいがいないのに、いきなりぽんと出るようなところ、当然、申請におきましては位置図でありますとか、そういう木の状態の写真等も提出を義務づけさせていただきます。そうした中で判断をさせていただく中で、明らかにこれは松くいではないのではないか、疑わしきものについては、そもそも必要に応じて現場を見て、松やにが出るかどうか確かめるなどして、そこは判断をしていきたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 今までの議論を聞いていて、市の農林課と林業センターで意思の疎通ができていのかというのが少し疑問に思えてきて、もう少し相談して計画的にやればスムーズに行くような気がしているのですが、日常的なそういう相談だとか、一緒に何か対策を考えると、そういう機会というのはないですか。

○農林課長 林業センターと直接のやりとりは電話等で、相談等でこちらもいろいろな相談を投げかけているという状況ではあります。広域的に松くい虫の対応をするという会議も松本地域振興局の管内でもありますので、情報交換を行いながら、私どももいろいろな知見を積みながら対応をしているわけですが、中村委員御指摘の点、ごもっともだと思いますので、専門家にいろんなアドバイスを頂きながら、よりよい形で対策が行われるよう今後も検討していきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 いろいろ聞いていただくと、個人が自ら切ろうとするには、いろいろな書類を出したり、差し戻ったり、いろいろなことをしてやっていかなければいけない。それは当然だ、4万円もらわなければいけないので。そういうことまでして個人が1人で木を切るのかというのは、少し疑問に思います。それで、個人が切れない場合は、事業者等に委託して行うという。この事業者というのは市内に何社ぐらいあって、こういう事業を請け負うのか、教えてください。

○農林課長 本会議で、上條議員の御質問にお答えいたしましたけれども、市内に現在、病害虫等駆除業務について業者登録を行っている市内業者は8社です。現在、実際に私どもが委託している業者がそのうちの4社でして、残りの4社も、今後この事業に参入してくる可能性はあろうかと見ております。

○牧野直樹委員 そうすると、役所で名簿を用意しておいてもらって、それを個人の方に8社分の名簿を参考資料としてやるということでしょうか。

○農林課長 こちらから一覧表というような形でお渡しするリストの中身については、まだ検討の余地があるかと思っておりますが、市で登録されている業者については、安全に作業を行うことができる業者であるというふうにもこちらでも考えておりますので、どのような形で市民の皆様にお示しするのは、今後検討課題かと思っております。

○牧野直樹委員 そうすると、今まで事業委託していた4社というもののほかに4社があるということだね。それで8社ということで、では、そういうことでやるということだ。

先ほどからいろいろなことで問題になって、見切り発車みたいな形になっているのだけれど、やはり中間委員も言うように、きちんとした案が決まって、それから補正を出してくるというのが私は筋だと思っています。それが普通、市役所等行政の方が行うことだと思っている。平行線で行くということは人をばかにしたような話で

あって、これはしっかりした要綱ができた後に、こういうことで上げますと自信を持ってやっていただければ検討する価値もあるのだけれど、それもないのに、いきなり目出しだけの40万円に対して1,400万円は、これはいかなものかなと私は思います。

○委員長 これは、答弁はよろしいですか。

○牧野直樹委員 知らない。

○委員長 ほかにありますか。他の事項も含めて、よろしいですか。それでは、質疑については、ここで終了ということでよろしいでしょうか。

では、なければ質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

○古畑秀夫委員 先ほどの担当からのお話だと、洗馬地区のということで、私も洗馬地区のいわゆる財産区、山林野の皆さん、それから関係の区長などが出席して、とにかくどんどん広がっているのも、何とか手を打ってほしいと。そういう中では、地元の人たちは、どこの山の持ち主の人というのもある程度分かるので、そういう部分は幾らでも協力するということが1つ。

それからもう1つ、山作業をやったりしてきた方がいるので、そういう人たちがそれだけの経験を持っているから、そういう人たちにも門戸を広げて。今、全部市役所の農林課を通して市が発注をしてという形でやっているものですから、市が個人の誰の持ち主だということを特定し、そして了解を得てという形を取っているものです。それが大きな負担で遅れてきて、現実に広がっているという事情があるので、地元で切れる人たちがいたりすれば、そこへ門戸を広げて、大勢の皆さんで関心を持っていただき、山を守っていくということで要望が出された。それを受けた形で、今回、こういう補正予算が出されたというふうに思っております。

私も、ちっとも切ってもらえないものですから、何回か行ったわけです。そして、大体6月頃にカミキリが羽化して、どんどん広がっていってしまうということで、今頃9月過ぎてしまうと、切っても遅いではないかというふうに思っていたのです。この間、先ほど言った林業センターへ行っての説明だと、枯れた松だと、生の現在の松へは、カミキリが入ってそこで卵を産んでということは、松やにが出てしまっていてできないと。これから枯れてきて弱ってきている松へ持って行って、カミキリが穴を開けて卵を産んでいくのだという説明を受けたものですから、これから来年の6月の時期までが本当に大切だなということを感じてきました。できればそういうことも受けて、せっかくのもので、やはり大勢の皆さんに協力をいただいて、松くいを防いでいただければという思いであります。

もう1つ、残す松と伐採してしまう松というのは、小曾部なり洗馬の皆さんから言うと、マツタケ山は何とか残してもらいたいということで、そこまで広がらないように、何とか抑えるためにも、そのほうはということで、さっき副市長の答弁で、なかなか個人の山をいきなりこうだあだと、全部市が決めてしまうということではなかなかできないので、ただ、その辺のところの議論というのも早急にぜひ、していただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 自分たちの山は自分たちで守らなければいけないのです。私もあるカントリークラブのメンバーになっていますが、年会費2万円プラス1万円、これはもう何年も払っています。これはカントリークラブの方針で、松を一切枯れさせないということで、松くい虫対応で年会費のほかに1万円をプラスして会員全員が払っているという、そういう気持ちでやっています。ですから、そのカントリークラブは、一切松は枯れていま

せん。上のクラブと下のクラブは松くい虫でいっぱいです。

だから、そうやって自分たちの残すべき山というのは自分たちで守っていかなければいけないというのが一番だと思います。だから、マツタケを守りたければ、マツタケ山で入札しているので、そのお金を高くしてもらって、それで樹幹注入するとか、そういうことを考えて守ってってもらえばいいことであって、そうだと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。なければ、自由討論を終了してよろしいでしょうか。

それでは、自由討論を終了いたします。次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 19 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 19 号、令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで休憩を入れたいと思います。14 時 15 分再開ということをお願いいたします。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、次に進みます。

議案第 25 号 令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 8 号）

○委員長 議案第 25 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第 25 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。別冊予算書の 1 ページから御覧ください。まず、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,362 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 320 億 6,341 万 5,000 円とするものとなります。

内容につきましては、歳出から御説明申し上げますので、9、10 ページをお開きください。以降につきましては、担当から御説明申し上げます。

○市民生活事業部長 それでは、説明資料の 9、10 ページになりますけれども、前段、私のほうから、今回このページにありますように、衛生費のごみ処理事務諸経費として、弁護士委託料 362 万円を計上させていただきました。昨年、株式会社エイアンドエフ社から、当該土地に地下埋設物が確認され市が相談を受けている時点で、昨年の 6 月 22 日にこの議員全員協議会におきまして、一旦説明をさせていただきました。

その後、先方から 2 度ほど、撤去費用の支払いを求められましたが、賠償義務が明らかでなかったために、支払いができない旨の回答を経まして、先月の 8 月 10 日付で先方から地裁松本支部へ訴状が提出されました。それに伴って、今回のこの弁護士費用の補正をお願いするものでありますけれども、昨年の議員全員協議会の説明か

ら何人もの議員が代わられておりますので、改めてこの案件の経過、いきさつにつきまして御説明を担当課長からさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○生活環境課長 それでは、御説明をさせていただきます。資料につきましては、別冊の議案第 25 号令和 5 年塩尻市一般会計補正予算（第 8 号）の 9 ページから 10 ページと、本日配付させていただきました旧塩尻・朝日衛生施設組合環境センター跡地の埋設物に関する損害賠償請求訴訟に係る弁護士委託料につきまして、補足資料で説明いたしますのでお願いいたします。

今回、補正に上げさせていただきました、10 ページの 4 款衛生費 2 項清掃費 2 目ごみ処理費の説明欄にあります白丸、ごみ処理事務諸経費の下にあります黒ポツ、弁護士委託料 362 万円余になりますが、旧塩尻・朝日衛生施設組合の焼却施設として稼働していました環境センター跡地の現所有者から、当該土地の地下埋設物に関しまして、市及び松塩地区広域施設組合に対する損害賠償請求訴訟が提起されましたので、代理人としてお願いしませぬ弁護士委託料になります。

今回の算定根拠の内訳なのですが、今回、塩尻市と可燃ごみを共同処理しています松塩地区広域施設組合の 2 者が被告となっているため、便宜的に訴訟金額の 2 分の 1 を基に着手金の算定基準に沿いまして算出し、362 万円を計上したものになります。なお、同じ被告となります松塩地区広域施設組合につきましては、負担割合など、利益相反の可能性があるので、別の弁護士により裁判手続を委任することとなっております。

それでは、補足資料のほうで説明をさせていただきますので、本日お配りしました資料を御覧ください。最初に、さきにお伝えしました損害賠償訴訟が提起されましたため、弁護士委託料 362 万円を計上するために補正をお願いするものとなっております。

次に、訴訟の概要ですが、原告は、スポーツ用品、食料品、衣料品の輸入販売を主たる事業目的とします株式会社エアーアンドエフとなります。被告になりますが、被告は以前、土地の所有者であります塩尻市と旧塩尻・朝日衛生施設組合の事務を承継して、現在、松本市、塩尻市、山形村、朝日村の 2 市 2 村の一般廃棄物処理業務を行っております松塩地区広域施設組合になります。

続きまして、主な主張となりますが、適正に処理すべき廃棄物を未処理のまま放置し、本件各土地の地中に埋設して隠匿し、残置したことや、廃棄物の適正な処理に対して統括的な責任を負うべき立場の地方自治体自身による廃棄物の未処理、埋設、隠匿、残置行為であり、行政上の大きな問題であることなどを訴えております。

次に、訴訟金額ですが、訴訟金額は 1 億 7,336 万 7,730 円となります。この内訳ですが、廃棄物処理の関連費用といたしまして 1 億 5,129 万 4,000 円、新倉庫が遅延したことに伴う管理費用としまして 1,957 万 3,730 円。今回の訴訟費用の関連費用としまして 250 万円が含まれておりまして、合計しますと、1 億 7,336 万 7,730 円となります。

次に、訴訟に関します土地の概要ですが、所在地は塩尻市大字塩尻町字明神平 1897 番地の 1 ほか 9 筆という形になりまして、地目は宅地となっております。また、当初、売買契約を締結した実測面積が 8,817.95 平方メートルということとなっております。

続きまして、土地の利用経過ですが、昭和 33 年 11 月に旧塩尻町の塵芥処理場が建設されております。昭和 42 年 5 月に塩尻市塵芥処理場が建設されており、昭和 48 年 11 月から昭和 49 年 12 月に塩尻・朝日衛生施設組合の環境センター建設工事が行われております。その後、次のページですが、平成 4 年 12 月から平成 5 年 2 月にかけて、環境センターの解体工事を行いました。平成 6 年 3 月に塩尻市から株式会社信和に土地の売却をしたも

のですが、公売の公告事項に、前構造物の基礎が若干埋設されているということが記載されております。平成14年に株式会社信和が民事再生手続を開始しており、平成19年2月に現所有者の株式会社エーアンドエフが不動産競売により買い受けたものと承知しております。

続きまして、相手との対話の経過ですが、令和3年11月に株式会社エーアンドエフが新倉庫の建設工事に着手いたしまして、翌年2月に建設工事において構造物の一部や廃棄物等が発見されたために、長野県環境部の資源循環推進課及び水大気環境課に協議をしまして、同社が地中埋設物対策工事を実施したものになっております。同年4月に株式会社エーアンドエフから市へ、埋設物が大量にあって建設工事に支障を来している旨の相談がありまして、ここまでの経過を、令和4年6月22日の議員全員協議会において報告を行っているものです。

これ以降は、新たに報告するものですが、この同年、令和4年8月に相手方弁護士から市に1か月以内損害賠償金の支払いを求める催告書が届きましたので、翌月の9月に、塩尻市から相手方の弁護士に法的根拠を示すよう回答しております。10月には、相手方弁護士から市に法的根拠についての回答がありまして、12月には、相手方弁護士に、市には法的義務がないことについて回答しております。令和5年1月には、相手方弁護士から再度催告書が届いたため、3月に市から相手方弁護士へ、法的義務が明らかでないため支払いには応じられない旨を回答しております。その後、令和5年8月10日付で長野地方裁判所松本支部に訴状が提出され、令和5年8月29日に訴状を受理したものとなっております。

今後の対応方針ですが、9月29日金曜日が第1回口頭弁論となっております。裁判の手續に関しましては弁護士に委任し、弁護士との協議の上、証拠書類や法的根拠に基づき、市の主張を行ってまいります。なお、松塩地区広域施設組合におきましては、さきに申しましたとおり、市とは別の弁護士によって裁判手續を委任する見込みとなっております。私からは以上になります。

○副市長 ただいま御説明申し上げました弁護士委託料につきましては、旧塩尻・朝日衛生施設組合の一般廃棄物、焼却施設、環境センター跡地の地下埋設物処理についての損害賠償請求訴訟に係るものです。委員会質疑における質問、答弁などの発言内容によりましては、今後の裁判に影響もあり得るとの弁護士からの助言をいただいたことから、秘密会としての審議をお願いするものです。私からは以上です。

○委員長 ただいま行政側より、損害賠償請求訴訟に係る案件であるということの理由により、秘密会の申入れがありました。この秘密会とするには、塩尻市議会委員会条例第19条第2項の規定で、討論を用いないで委員会に諮って決めるという決まりになっております。したがって、直ちにここで、このことに関する挙手による採決を行いたいと思います。

この件につきまして、秘密会にすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手〕

○委員長 ありがとうございます。挙手多数によりまして、4款衛生費の審査は秘密会とするということに決しました。

マスコミの皆さんを含みます傍聴人の皆さんがおられましたら、及び、市の職員におきましても所管外の職員の皆さんは、一時御退出をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

〔秘密会〕

○委員長 秘密会を解きます。

なお、塩尻市議会会議規則第98条第1項の規定によりまして、秘密会の議事の記録は公表しないと定められて

おります。それともう1点、同条第2項の規定では、秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないと。これはしっかり定められております。したがって、この場に今いる全ての委員及び職員の皆さんは、この秘密性が継続する限り、そういう条件がつきます。つまり、裁判に影響があるため秘密会としての今回の議事でありますので、この件に関わる裁判が終了するまでということになると思いますが、これは他に漏らすことができないということになります。これは義務規定であります。くれぐれも御注意いただくということで、ここで強くお願いをしておきます。

それでは、秘密会が解かれましたので、退出された皆様の入室を認めることといたします。

これから、先ほどの審査の続きを行います。7款商工費以降の説明を求めます。

○**先端産業振興室長** それでは、補正予算書9、10ページの7款1項2目商工振興費、説明欄白丸、塩尻型Ma a S構築事業について御説明いたします。こちらにつきましては、本日、追加の説明資料をお配りしていますので、A4横のこちらの令和5年度国土交通省自動運転実証調査事業概要を併せて御覧ください。

こちらにつきましては、今回、昨年度に引き続きまして、国土交通省の自動運転実証調査事業に採択されまして、9月11日に交付決定となったことに伴い、1億6,000万円の増額補正を計上するものとなります。事業概要としましては、振興社を事業主体として、産学官民共創によって実施する自動運転実証実験への負担金となります。財源は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業補助金となりまして、補助率は10分の10となります。

内容につきましては、追加の説明資料を用いて説明いたします。まず、追加資料の1ページ目を御覧ください。左上からまいります。まず、概要につきましては、中心市街地において、新型EVバス型車両を用いた自動運転レベル2走行実証及び事業性成立検証、受容性向上施策を実施するものとなります。実施期間は、本年10月から令和6年1月まで。そのうち試乗をいただく期間につきましては、令和5年12月及び令和6年1月に合わせて2週間程度、実施を予定しております。

今回、実施内容の特徴としまして、4点、ここに挙げさせていただいています。1つが、写真にあるような新型EV自動運転バスを導入いたします。2点目がその右側、地域人材、これは具体的にはアルピコ交通だったり、KADOの人材による運行体制を構築いたします。3点目、左下になります。固定型予約端末機及びWEB予約システムを導入して、自動運転の乗車に関して予約ができるようにいたします。4点目、信号機との連携をする、いわゆる路車協調にもチャレンジをいたします。

体制としましては、左下にありますとおり、実施主体は塩尻市と塩尻市振興公社。参加企業に関しましては、こちらに書いているとおりの企業と、あと大学、あと地元の高校となります。

走行ルートにつきましては、この資料の右半分を御覧ください。大きく3ルート。ルートを色で分けてあるのですが、1つ目が、朝運行をいたします塩尻駅からカワチ薬品、こちらは志学館高校の生徒を対象としたルート、この青いルートがまず1点目。2つ目のルートが市街地のルートということで、こちらはお昼の時間帯に走らせるのですが、塩尻駅から市役所、あとcore塩尻・ウイングロードを回るこのオレンジ色のルート。3点目が、今度は学校からcore塩尻に学生に来ていただきたいということで、この緑色のルート、カワチ薬品からcore塩尻・ウイングロードのルート。それぞれにつきまして、この運行時間の中で、便数で運行する予定となっております。

続けて、裏面を御覧ください。本年、今回のこの提案いたします事業に加えて、複数の事業が同時に展開され

ますので、そちらを整理した資料となります。まず、1つ目が、既に現在、こちらの新型EV車両は塩尻市内を走っているのですが、こちらにつきましては、この資料の一番上にありますティアフォー社が自主事業として実施している事業となります。目的としては、自動運転のレベル4認定をするということで、全て事業費も企業負担で行っているものになります。次が、今回提案をいたします国交省の自動運転実証調査事業ということで、こちらのスケジュールのとおり。こちらは、目的としては、サービス実装に向けた実証になります。

さらに加えて、令和4年度の3月補正で全額繰越しをしておりますデジタル田園都市国家構想負担金事業といたしまして、こちら実証期間をこの国交省が終わった後、来年の2月、3月に走行実証をする予定で考えています。こちらの特徴としましては、運行主体を地元の事業者であるアルピコ交通だったり、KADOのオペレーターを主体とした自動運転の運行にチャレンジしたいと考えています。

さらに、併せてこちら、市の予算とは直接接点はないのですが、国土交通省が主体となってやられる、いわゆる路車協調。先ほど、信号連携という形で路車協調を紹介したのですが、スマートコールの路車協調も含めて、今回の実証実験に併せて実証を行うものとなります。私からの説明は以上となります。

○財政課長 続きまして、歳入について御説明をさせていただきますので、7、8ページを御覧ください。歳入につきましては、歳出で各担当から説明のありました事業につきましての特定財源については除きまして、一般財源についてのみ御説明申し上げます。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金362万円につきましては、今回の補正について不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものとなります。説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらどうぞ。

○石井勉委員 お願いいたします。国交省自動運転実証調査事業に関して、本日頂いた追加資料に関する内容ですが、1ページ、実施内容の写真入りの説明のところ、固定型予約端末機及びWEB予約システムの導入という記載があります。固定型予約端末機というのは、専用のものを何か新設するようなイメージになりますでしょうか。

○先端産業振興室長 こちらに関しましては、参加企業の中に三菱電機のお名前があるのですが、三菱電機が開発されました固定型予約端末機。こちらは昨年の実証実験でもえんば一と塩尻駅に設置をいたしました。本年もこのルート内に設置する予定で考えております。

○石井勉委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありませんか。

○中村努委員 この中の信号機連携というのは、具体的にどういうことができるものなのかお願いします。

○先端産業振興室長 こちらにつきましては、信号機側に発信装置を組み込んだものを、既に昨年の実証実験から使っております。具体的に言いますと、自動運転車両の制御に、信号機から信号を受け取って、あと何秒後にこの信号が青になります、赤になりますという情報をもって、それを自動運転側の制御に生かして、スムーズなブレーキ操作だったり、発信操作を行う。こちらが一番の目的になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 25 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 25 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 8 号）は、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

ここで若干トイレ休憩を取りたいと思います。15 時 30 分から再開ということをお願いいたします。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

○委員長 皆さんおそろいでありますので、休憩を解いて再開します。

議案第 20 号 令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 それでは、議案第 20 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題いたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 20 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。議案の別冊 1 ページ、第 1 条を御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,706 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 65 億 119 万 8,000 円とするものです。

それでは、歳入から説明いたしますので、7、8 ページの事項別明細をお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、この後、歳出で説明しますシステム改修費に係る事務費等繰入金 132 万円を増額するものです。

2 項 1 目基金繰入金は、国庫支出金の内示に従い、14 万 5,000 円を減額するものです。

6 款 1 項 1 目繰越金は、令和 4 年度決算による繰越しに伴い、前年度繰越金の当初予算との差額 1,574 万 1,000 円を増額するものです。

8 款 1 項 1 目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金では、本年 4 月の出産育児一時金の 50 万円の引上げに伴う今年度限りの補助金で、国からの内示額 14 万 5,000 円を補正するものです。

次に、歳出をお願いいたします。9、10 ページ、1 款 2 項 1 目賦課徴収費は、令和 6 年 1 月から開始される、被保険者が出産した場合に産前産後の保険料を免除する制度に対応するためのシステム改修費です。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金は、先ほど歳入で説明しました国からの補助金の内示を受け、財源の補正をするものです。

5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は、歳入の前年度繰越金を財源として、1,574 万 1,000 円を財政調整基金に積み立てるものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 20 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 20 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 22 号 令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 22 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 続きまして、議案第 22 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。議案の別冊 1 ページの第 1 条を御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 355 万 9,000 円を追加し、予算総額を 9 億 2,282 万 3,000 円とするものです。

では、歳入から御説明いたします。7、8 ページ、4 款 1 項 1 目繰越金は、令和 4 年度決算による繰越しに伴い、前年度繰越金の当初予算との差額 307 万 2,000 円を増額するものです。

5 款 2 項 1 目保険料還付金は、この後、歳出で説明いたします保険料還付金の増額補正分 48 万 7,000 円を、最終的に長野県後期高齢者医療広域連合が負担することとなるため、歳入においても、歳出補正額と同額の 48 万 7,000 円を増額補正するものです。

歳出、9、10 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、保険料等徴収納付金を、歳入の繰越金に合わせて 307 万 2,000 円増額するものです。これは、出納整理期間中に徴収した前年度分の保険料等を翌年度に繰り越し、翌年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計処理によるものです。

続いて、3 款 1 項 1 目保険料還付金は、令和 4 年度出納閉鎖時の保険料の還付未済分を被保険者に還付するため、48 万 7,000 円を増額補正するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 22 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 22 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 21 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第 21 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。議案別冊 1 ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条、歳入歳出予算それぞれ 1 億 6,219 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 5,119 万 5,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書について御説明させていただきます。初めに、歳出を御覧いただきたいと思っております。9、10 ページ、4 款 1 項 2 目償還金につきましては、令和 4 年度の事業実績により、国、支払基金、県に返還するためのものです。

6 款 1 項 1 目介護保険支払準備基金積立金につきましては、歳入の前年度繰越金を財源といたしまして、償還金分を差し引いた 8,949 万 4,000 円を積み立てるものです。

続いて、歳入を御説明いたします。7、8 ページ、3 款 2 項 3 目及び 5 款 2 項 2 目の地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金につきましては、任意事業の令和 4 年度実績に基づく、国、県からの追加交付となります。

6 款 2 項 1 目基金繰入金の介護保険支払準備基金繰入金は、前年度繰越金や精算による追加交付の歳入と償還金による歳出の差額分を減額補正するものです。

7 款 1 項 1 目繰越金は、中央地域包括支援センターのケアマネジメントに係るサービス事業や介護保険事業に係る令和 4 年度決算による繰越額に伴い、前年度繰越金の当初予算との差額 1 億 9,150 万 1,000 円を増額するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。なければ、質疑終了となりますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 21 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 21 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第 23 号 令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 議案第 23 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○上水道課長 それでは、お願いします。議案第 23 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）、1 ペ

ージ目、第2条、資本的収支について、収入、1款資本的収入を補正予定額438万7,000円増額とし、3億5,966万2,000円とし、支出、1款資本的支出を補正予定額412万5,000円増額し、9億6,179万1,000円とするものです。

それでは、8ページからの説明明細書を御覧ください。収入、1款3項1目1節他会計負担金438万7,000円につきましては、危機管理課からの依頼による消火栓更新工事2件について、その工事費及び事務費を計上した額を負担金として頂くものです。

続きまして、9ページ、支出、1款1項4目26節工事請負費412万5,000円につきましては、同様に、消火栓更新工事2件に係る工事費となります。議案の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第23号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第23号令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）は、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第24号 令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第24号令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊議案第24号令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）で説明します。

1ページ、第2条、収益的支出の予定額で、第1款下水道事業費用を、補正額5,028万6,000円減額し、26億6,658万9,000円とするものです。

第3条、資本的支出の予定額で、第1款資本的支出を、補正予定額314万6,000円増額し、20億9,883万6,000円とするものです。なお、この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第3条本文のとおり、それぞれ補填する額を補正します。

第4条、債務負担行為について、1件目、塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託を令和6年度から8年度の期間で限度額を7億8,485万円、2件目、塩尻市浄化センター水処理設備等改修工事を令和6年度に限度額を5,500万円として補正します。

2ページ、第5条は、利益剰余金処分の補正、第6条は棚卸資産購入限度額の補正です。

7、8ページ、債務負担行為に関する調書をお願いします。1件目、塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託。現在、浄化センターでは、運転管理、薬品購入など、個々の業務ごとに契約支払い事務を行い、目先の事

務に人的リソースを投入する一方で、運転開始から38年が経過し、今後は大規模修繕や改築耐震など、建設改良へより一層の人的リソースを投入すべきと考えています。そこで、運転管理、薬品購入、小破修繕、設備点検等をパッケージ化し、1つの業務として行う包括的民間委託を導入することとしました。導入の効果としまして、運転管理業務委託に、今まで市が担っていた30件の業務を包括的委託に含めることで、市職員は人員増を行うことなくコア業務に力を注ぐことを見込んでいます。令和4年度決算で御説明しました処理場包括アドバイザー委託の成果を踏まえ、今年度、実施内容を内部で決定し、今回補正計上するものです。今後のスケジュールですが、補正予算議決後、年内に委託業者を決定し、令和6年3月までを業務準備期間とし、令和6年4月から令和9年3月までを業務実施期間とする予定です。

2件目、塩尻市浄化センター水処理設備等改修工事。こちらは、本年度当初予算で計上していました汚泥かき寄せ機及び現場制御盤のオーバーホール部品交換工事発注のため見積りを聴取したところ、工事期間が16か月要することが判明したため、単年度実施から債務負担行為による2か年の工事に変更するものです。

12ページ、1款下水道事業費用1項営業費用2目浄化センター費23節修繕費5,500万円の減額は、先ほどの債務負担行為で補正計上した工事費について、本年度の支出は見込まないため減額します。

13ページ、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費30節材料費は、マンホール鉄蓋購入費314万6,000円の増額です。従来から、下水道工事以外に道路工事に合わせて鉄蓋を交換してきましたが、本年度は例年と比べて交換枚数が多く、不足が生じる見込みとなり、50枚分の追加購入費を補正するものです。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○平間正治委員 一番表のところで、一番下の債務負担行為の関係で、よく聞き取れなかったのですが、包括的維持管理業務で市の職員の何とかと聞こえたのですけれども、これは、要は一括でお任せしてということによるわけですか。

○下水道課長 そうです。運転管理のほかに、薬品購入、小破修繕、設備点検等を、今回、包括委託業務に一括することを予定しています。

○平間正治委員 業者はどこで、これは継続ということですか。

○下水道課長 業者につきましては、補正予算が議決されましたら、担当課としましてはプロポーザルによる業者選定を予定してまして、業者等審査会において認められましたら、今年度9月末頃からプロポーザルの公告を行って、年度内に業者を決定したいと考えています。

○平間正治委員 期間が令和6年度の途中ですよ。途中なので、いつから令和8年度のいつまで、2年間ということですか。

○下水道課長 プロポーザルを行って、年内に請負業者を決定したいと思っています。決定後、令和6年3月までは業務準備期間としまして、仮に業者が代わった場合、引き継ぎ期間として設定しています。実際、プロポーザルによって決定した新しい業者が業務を実施するのは、令和6年4月から令和9年3月までの3か年となっています。

○平間正治委員 最後のところ、令和6年の7月からですか。

○下水道課長 令和6年4月から令和9年3月までの3か年です。

○平間正治委員 それまでは準備期間ですか。

○下水道課長 準備期間です。

○平間正治委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 24 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 24 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了したということであります。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたい御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。

最後ですが、先ほどの秘密会の件については、あの場面でも申し上げましたが、再度、ここでお願いをさせていただきます。記録は公表しないということと、秘密会の議事は何人も継続する期間に限って他に漏らしてはならない、これについては徹底していただきたい。先ほどここに同席した皆さんについては、秘密会の継続する限り、つまり裁判に影響があるため、秘密会とした今回の議事は他に漏らすことはできなということでありますので、くれぐれも御注意いただくようお願いいたします。

それでは、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 先週から 4 日間、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。また、御提案申し上げておりました各議案につきまして、原案のとおりお認めいただきまして、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。この間 4 日間、委員の皆様から頂きました御意見や御要望につきましては、真摯にきちんと受け止めまして、今年度、それから来年度の予算編成に向けまして生かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○委員長 御苦労さまでした。以上をもちまして、9 月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。4 日間大変お疲れさまでした。

午後 3 時 52 分 閉会

令和5年9月20日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印